



美浜町こども計画



令和7年3月

美浜町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の対象	3
4 計画の期間	3
5 計画の策定体制	4
6 踏まえるべき国の政策動向	5
第2章 本町のこども・若者や子育て家庭を取り巻く現状	7
1 統計からみる状況	8
2 アンケート調査結果のまとめ	14
3 ヒアリング調査結果のまとめ	33
第3章 計画の基本理念と施策の展開	37
1 基本理念	38
2 基本目標	39
3 施策体系	41
第4章 施策の展開	43
1 ライフステージを通した共通目標	44
2 ライフステージ別の目標	60
第5章 教育・保育等の量の見込みと確保の内容	75
1 ニーズ量の設定	76
2 量の見込みと確保の内容	79
第6章 計画の推進体制	93
1 計画の推進	94
2 計画の進行管理	94
資料編	95
1 策定経過	96
2 美浜町子ども・子育て会議	97
3 用語解説	100

本計画においては、平仮名表記の「こども」の使用を基本としていますが、一部、法律名や固有名詞等において「子ども」「子供」表記を使用する場合があります。

【参考】こども家庭庁においては、「こども」表記を推奨しており、次のように基準を定めています。

- (1) 特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。
- (2) 特別な場合とは例えば以下の場合をいう。
 - ① 法令に根拠がある語を用いる場合(子ども・子育て支援法における「子ども」等)
 - ② 固有名詞を用いる場合(既存の予算事業名や組織名 等)
 - ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国では、これまで少子化対策として、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取り組みや、平成 24 年に制定された「子ども・子育て関連 3 法」に基づく取り組みなど様々な子育て支援策を実施してきました。さらに、平成 27 年に施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「こどもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、こどもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。しかしながら、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっていない状況は、全国的な課題となっていることに加え、児童虐待相談件数や不登校児童生徒数が令和 5 年度で過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻なものとなっています。

こうした中で、令和 5 年 4 月 1 日に施行された「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されました。これは日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざしたものとなっています。同年 12 月 22 日には、同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」をめざすもので、その実現に向けて自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

美浜町（以下、「本町」という。）では、こども・子育てに関する施策を総合的に推進していくために、これまで「美浜町子ども・子育て支援事業計画」「第 2 期美浜町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第 2 期計画」という。）を策定してきました。

このたび策定する「美浜町こども計画」（以下、「本計画」という。）は、本町の実情を踏まえながら、こども施策を総合的かつ強力に推進するためのものとして、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」を含め、こどもに関する計画を一体的に策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に定める市町村こども計画であり、「こどもの貧困解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく市町村計画、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく市町村行動計画を包含するものです。

また、本町の最上位計画である「第5次美浜町総合計画」をはじめ、各種法律に基づく様々な関連計画と整合を図り、効果的かつ効率的な施策の推進及び進行管理に努めます。

■「こども基本法」抜粋

(都道府県こども計画等)

- 第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

3 計画の対象

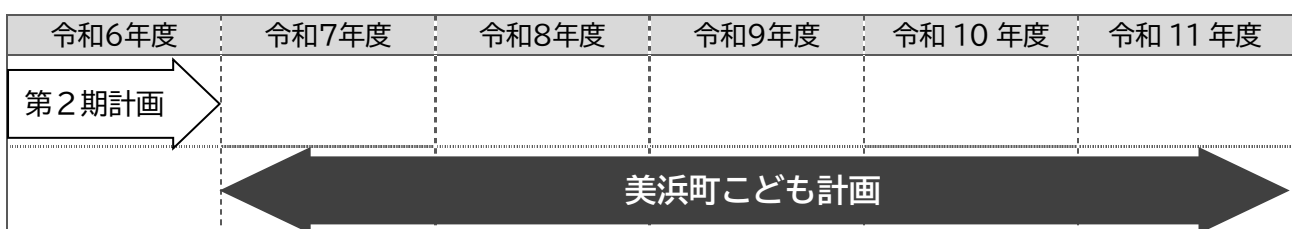
本計画は、子ども・若者と子育て当事者、子育て支援にかかわる行政、企業等、本町のすべての町民及び団体を対象とします。

本計画における「こども」とは、就学前、小学生、中学生、高校生からなる18歳未満の者としてします。「若者」とは18歳以上の成人を超えた方から概ね30歳未満の者としてします。施策によっては、ポスト青年期と呼ばれる39歳までを対象とします。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、計画最終年度である令和11年度に計画の見直し及び評価を行い、次期計画を策定します。

なお、社会情勢の変化等に応じて、計画期間中であっても適宜必要な見直しを行います。



5 計画の策定体制

「こども基本法」では、国・地方公共団体において、こども施策を策定・実施・評価するにあたり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることと定められています。

このようなことを踏まえ、本計画の策定にあたっては以下のようなこども・若者等からの意見聴取機会を設けました。

また、計画の内容については庁内において協議するとともに、「美浜町子ども・子育て会議」において審議を行い、策定しました。

区分	内容
①子ども・子育てに関するニーズ調査	対象 : 町内の就学前児童保護者、小学生児童保護者 配布数 : 1,558 件 (就学前児童保護者 628 件、小学生児童保護者 930 件) 回収数 : 回収数 548 件、回収率 35.2% 期間 : 令和6年1月9日～1月28日 実施方法 : WE Bによる回答
②放課後児童クラブ調査	対象 : 放課後児童クラブに通うお子さんをお持ちの世帯・保護者 配布数 : 86 件 回収数 : 回収数 69 件、回収率 80.2% 期間 : 令和6年1月9日～1月28日 実施方法 : 放課後児童クラブを通じた配布・回収
③子どもの意識や生活に関するアンケート調査	対象 : 町内の小学5年生・中学2年生 配布数 : 315 件 回収数 : 回収数 294 件、回収率 93.3% 期間 : 令和6年7月4日～7月19日 実施方法 : WE Bによる回答
④関係者ヒアリング	対象 : 町内の子ども・子育て支援に関係する団体 配布数 : 9 件 回収数 : 回収数 7 件 期間 : 令和6年8月1日～8月13日 実施方法 : シートによるヒアリング
⑤パブリックコメント	対象 : 全町民 機関 : 令和7年1月20日～2月14日 実施方法 : 町公式ホームページに掲載

6 踏まえるべき国の政策動向

年月	法律・制度など	内容
令和元年 6月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」成立	こどもの権利の尊重・教育機会の保障・保護者の就労支援と所得の増大などについて取り組むことを明記。また、市町村においても子どもの貧困対策についての計画策定が努力義務化された。
令和元年 11月	「子供の貧困対策に関する大綱」閣議決定	子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正を踏まえて、こどもの貧困対策に関する理念、取り組みの方針や重点施策が示された。
令和3年 4月	「子供・若者育成支援推進大綱（第3次）」決定	こども・若者が社会の中で安心できる多くの居場所を持ちながら成長・活躍していけるよう、居場所づくりを含めたこども・若者育成支援を総合的に推進することが示された。
令和3年 12月	「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」閣議決定	一人ひとりのこどものウェルビーイングを高め、こどもまんなか社会をめざすために、こども家庭庁を創設することが明記された。
令和4年 6月	「児童福祉法等の一部を改正する法律」成立	児童虐待やヤングケアラーの増加等、子育てに困難を抱える世帯の顕在化を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業の拡充を含めた、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化について示された。
令和4年 6月	「こども基本法」成立	少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困対策の3つの分野に一元的に取り組むことで、こども・若者の権利の保障やライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図ることとされる。また、市町村こども計画の策定が努力義務化された。
令和5年 4月	「こども家庭庁」設立	こどもまんなか社会の実現に向けた取り組みを後押しするための司令塔として設立され、内閣府の外局としてこども政策全般を所管する。
令和5年 6月	「こども未来戦略方針」閣議決定	若い世代が結婚やこどもを生み育てることへの希望を持ちながらも所得や雇用への不安などから将来展望を描けない現状の課題に対して、異次元の少子化対策を実現するための「加速化プラン」が示された。
令和5年 12月	「こども大綱」閣議決定	こども基本法に基づき、少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困対策の3つの分野を一元化し、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針が示された。市町村こども計画はこども大綱を勘案し、策定することとされている。
令和6年 6月	「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」成立	ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、共働き・共育での推進、児童手当等にあてるための子ども・子育て支援金制度の創設等が示された。
令和6年 6月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」成立	こども大綱を踏まえ、法律名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」とし、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならないこと及び貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならないことが明記された。

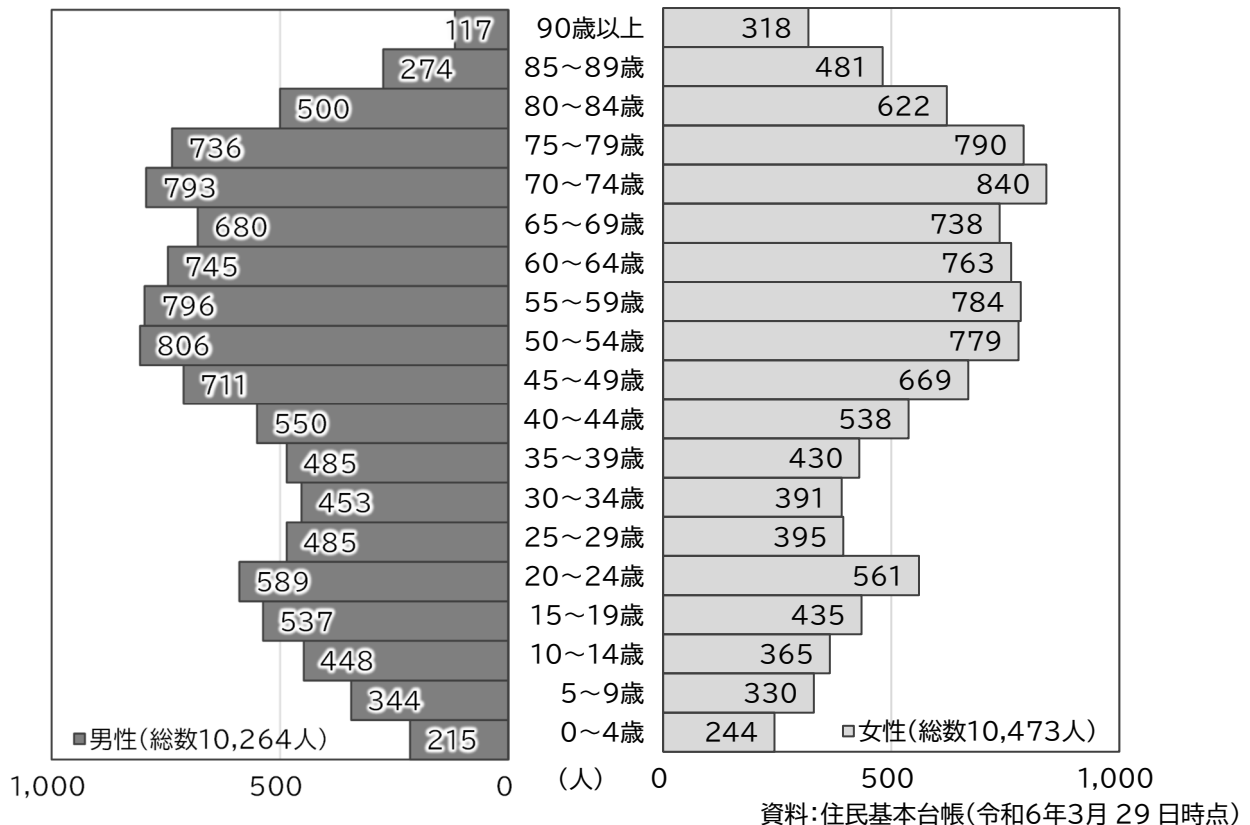
第2章 本町のこども・若者や子育て家庭を 取り巻く現状

1 統計からみる状況

(1)人口の状況

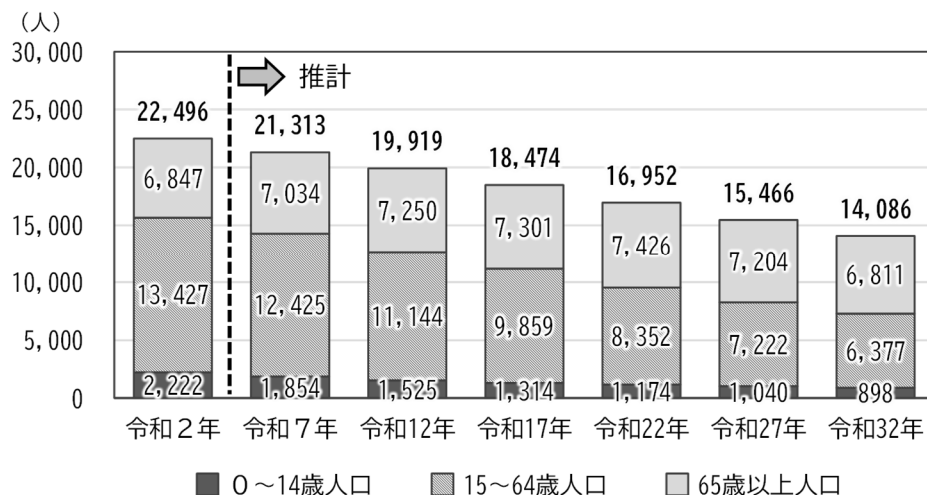
令和6年の5歳階級別人口をみると、男性は50～54歳が806人、女性は70～74歳が840人と最も多く、5～59歳は女性と比べて男性の人口が多くなっています。また、高齢者人口は男性と比べて女性が多くなっています。

■人口ピラミッド



人口推計をみると、今後の人口は減少が見込まれ、令和12年には19,919人と20,000人以下となる見込みです。

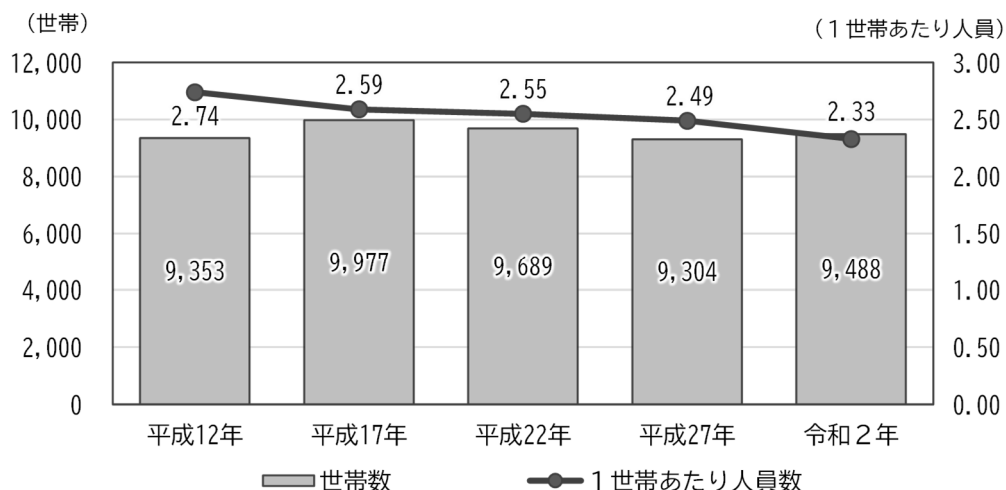
■人口推計



(2)世帯の状況

一般世帯数の推移をみると、令和2年は平成27年と比べて微増し、9,488世帯となっています。また、1世帯あたり人員数は年々減少し、令和2年には2.33人となっています。

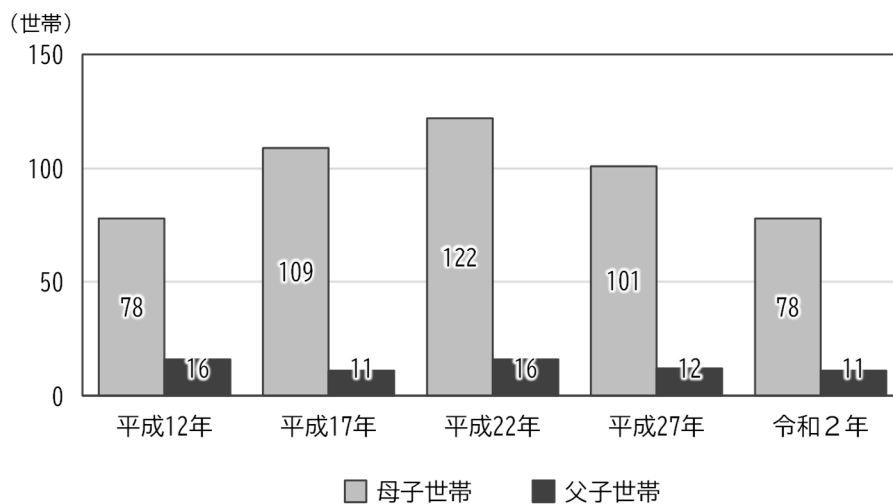
■一般世帯数及び1世帯あたり人員数の推移



資料:国勢調査

ひとり親世帯の推移をみると、平成22年をピークに母子世帯、父子世帯ともに減少し、令和2年では母子世帯が78世帯、父子世帯が11世帯となっています。

■ひとり親世帯数の推移

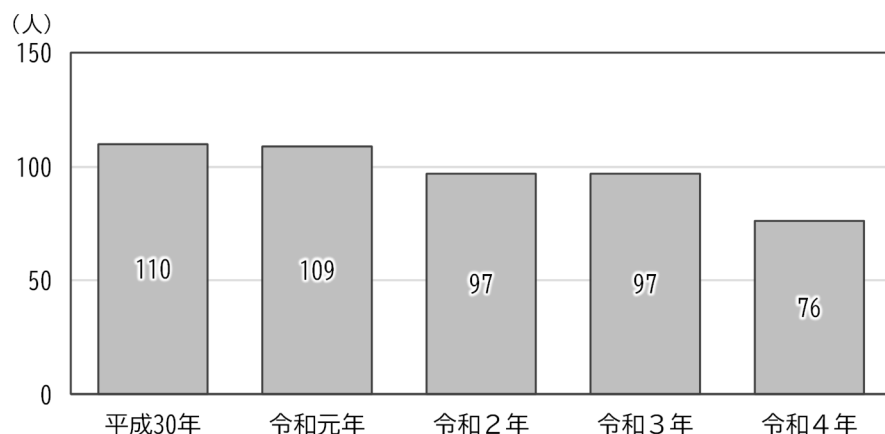


資料:国勢調査

(3)出生の状況

出生数の推移をみると、減少傾向にあり、令和4年は76人となっています。

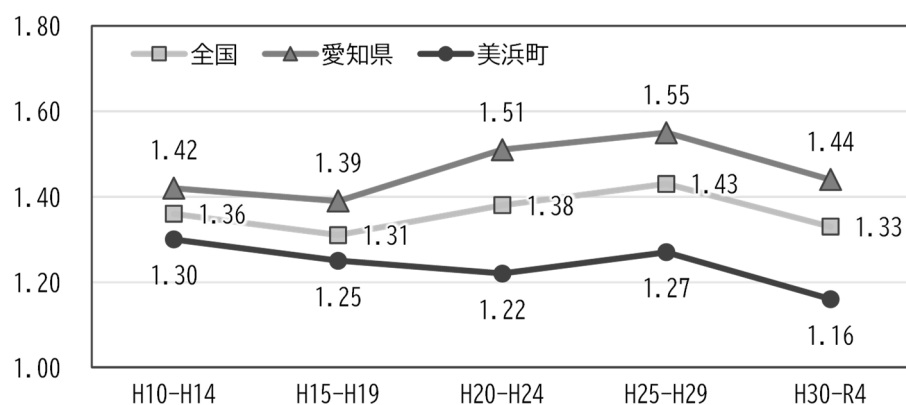
■出生数の推移



資料:町政概要

合計特殊出生率の推移をみると、本町は全国平均及び愛知県平均を下回っています。平成30年～令和4年では1.16となり、全国及び愛知県と同様に平成25年～平成29年より低下しています。

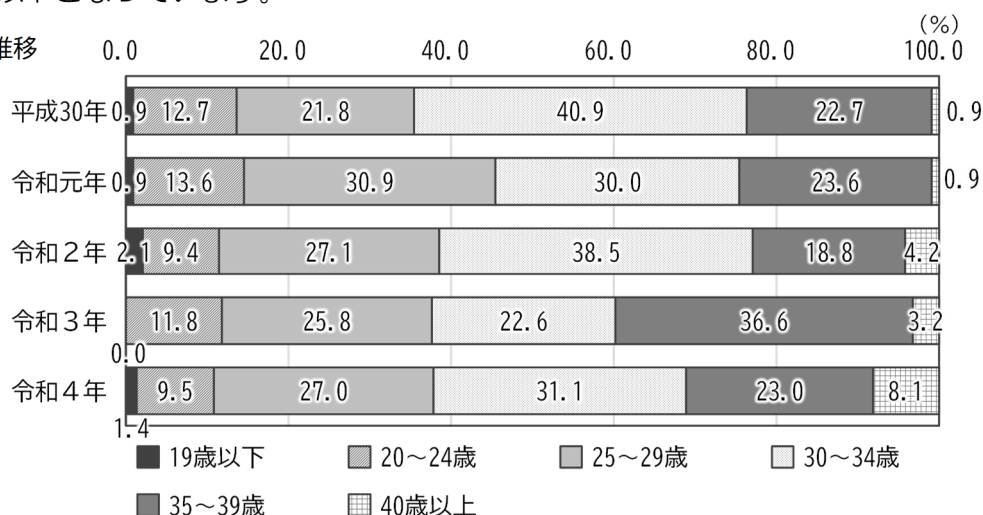
■合計特殊出生率の推移



資料:厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

母親の年齢別出産割合の推移をみると、令和元年をピークに29歳以下の出産割合が減少し、令和4年では全体の半数以下となっています。

■母親の年齢別出産割合の推移

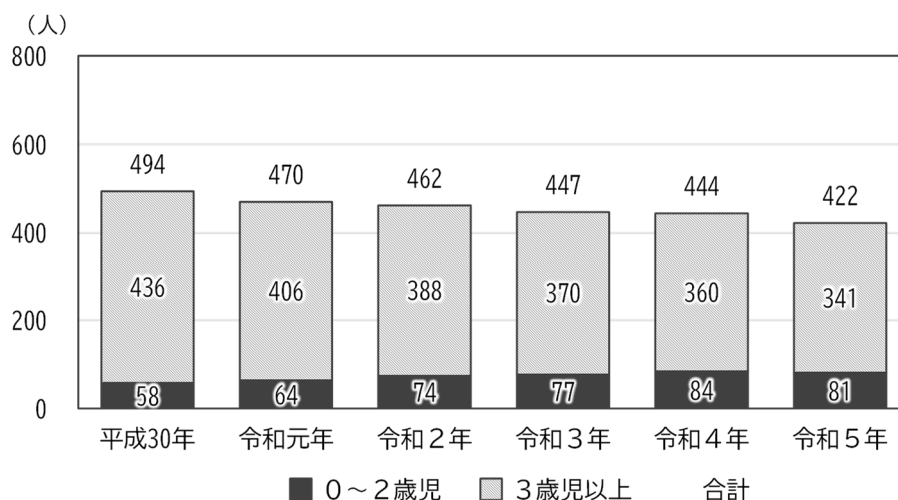


資料:愛知県衛生年報

(4)児童人口の状況

保育所入所児童数の推移をみると、年々減少傾向にあり、令和5年には422人となっています。3歳児以上は減少傾向にありますが、0～2歳児は平成30年から令和4年にかけて増加しています。

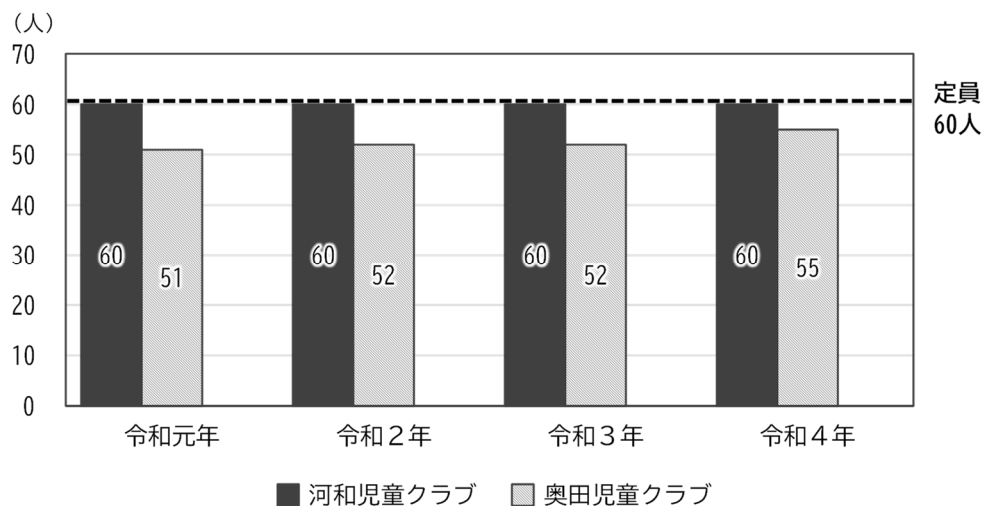
■保育所入所児童数の推移



資料:知多半島の統計(各年4月1日)

児童クラブ児童数の推移をみると、河和児童クラブは令和元年から令和4年にかけて60人の定員に達しています。奥田児童クラブは定員割れしているものの近年増加傾向にあります。

■児童クラブ児童数の推移

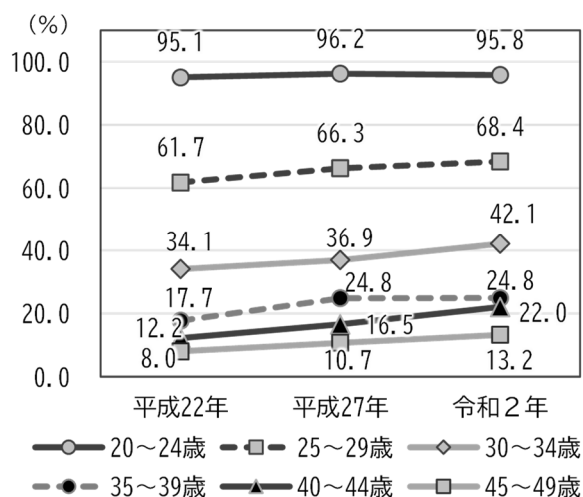


資料:町政概要

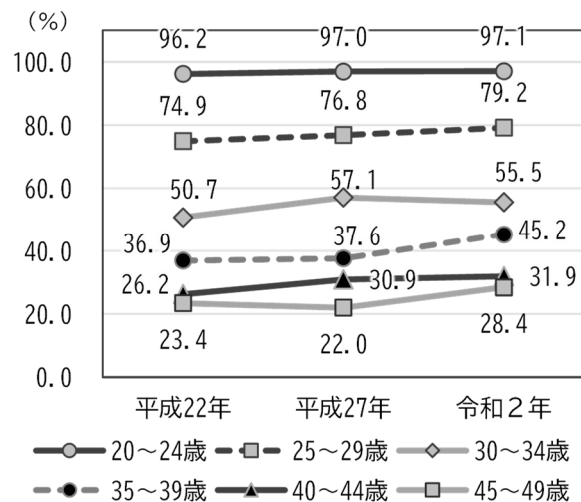
(5)婚姻等の状況

男女の未婚率の推移をみると、女性の未婚率は25歳以降で増加または横ばい傾向となっています。男性の未婚率は、25～29歳、35～39歳、45～49歳の未婚率が増加傾向にあります。また、いずれの年代においても女性に比べて男性の未婚率が高くなっています。

■女性の未婚率の推移



■男性の未婚率の推移

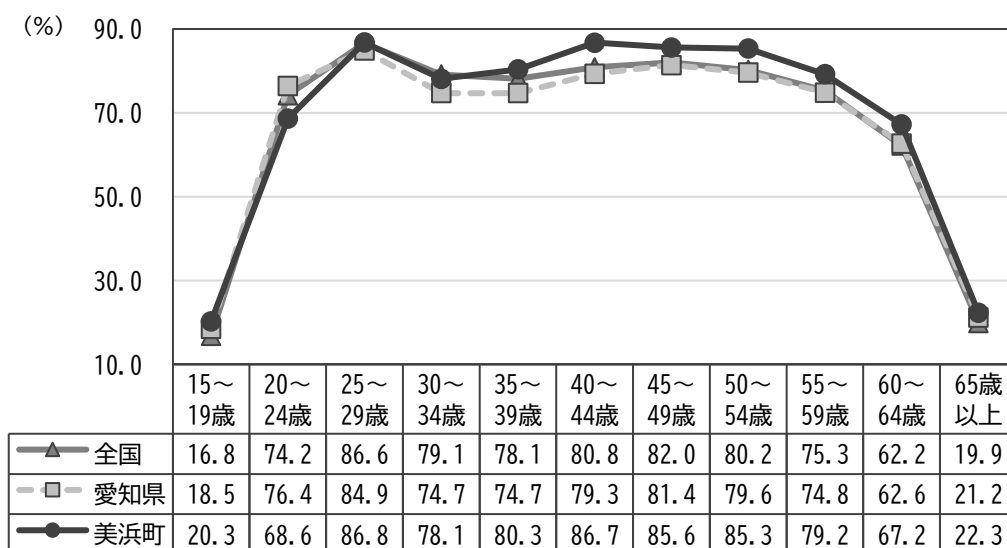


資料:国勢調査

(6)女性の就労の状況

女性の労働力率をみると、20～24歳及び30～34歳を除く年代で全国、愛知県と比べて労働力率は高く、子育て期や子育てを終えた年代の労働力率が特に高くなっています。

■女性の労働力率の比較

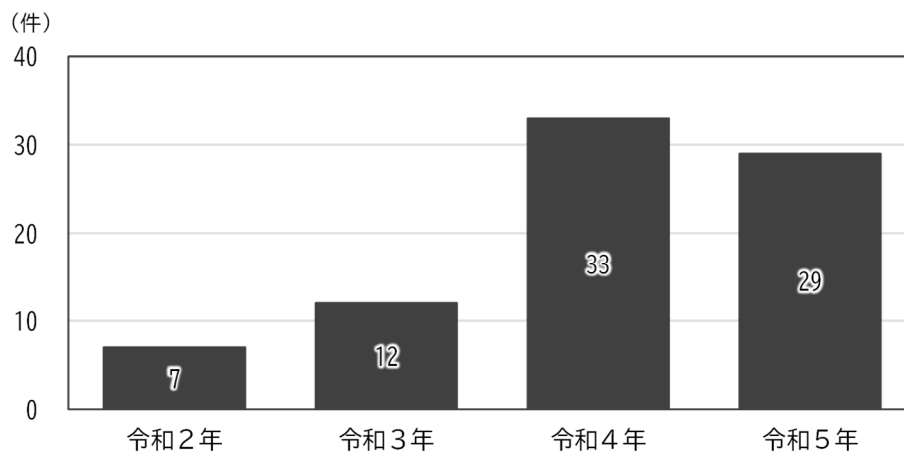


資料:国勢調査(令和2年)

(7) 支援が必要なこども・若者の状況

児童虐待相談件数の推移をみると、令和4年の33件をピークに減少しており、令和5年は29件となっています。

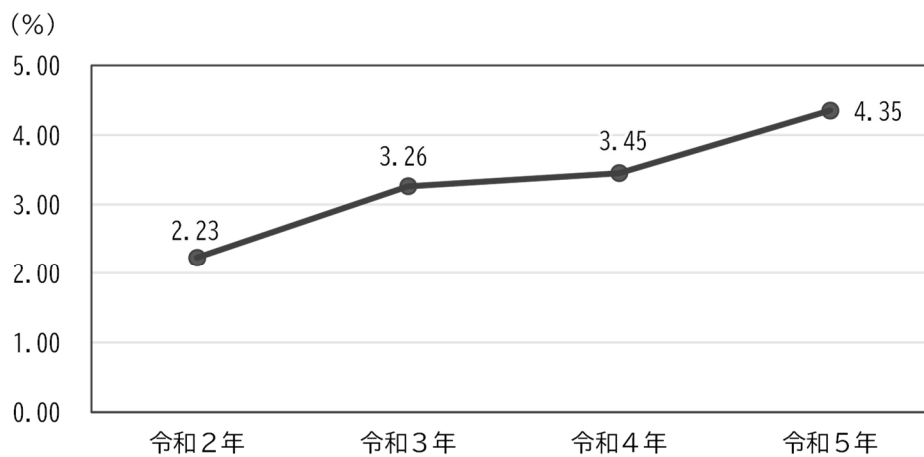
■児童虐待相談件数の推移



資料:美浜町健康・子育て課

不登校児童生徒の割合の推移をみると、年々増加し、令和5年は4.35%となっています。令和2年と比較すると、約2倍となっています。

■不登校児童生徒の割合の推移



資料:美浜町学校教育課

2 アンケート調査結果のまとめ

(1) アンケートの実施概要

本計画策定の基礎資料として、各種サービスに対するニーズや本町の子育て支援サービスの利用状況、利用意向等を伺った「子ども・子育てに関するニーズ調査」（以下、「ニーズ調査」という。）、放課後児童クラブの利用者を対象とし、放課後児童クラブの課題や実態把握を目的とした「放課後児童クラブ調査」、こども・若者の生活実態、今後の要望・意見等を把握することを目的とした「子どもの意識や生活に関するアンケート調査」（以下、「こどもアンケート」という。）を実施しました。

■実施概要

調査区分		実施方法	配布数	有効回収数	有効回収率
ニーズ調査	就学前児童保護者	WEBによる回答	628 件	268 件	42.7%
	小学生児童保護者		930 件	280 件	30.1%
放課後児童クラブ調査		放課後児童クラブ 配布・回収	86 件	69 件	80.2%
こどもアンケート		WEBによる回答	315 件	294 件	93.3%

(2) ニーズ調査結果

※図表中の「N (Number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表します。（以下同様）

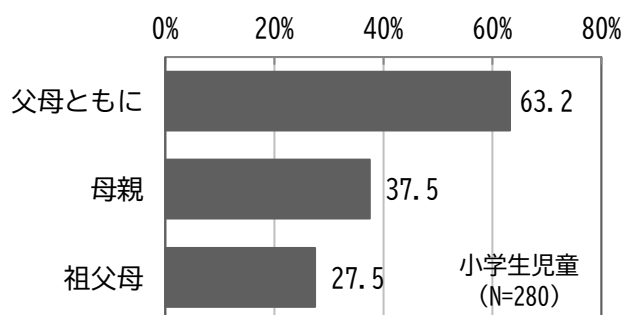
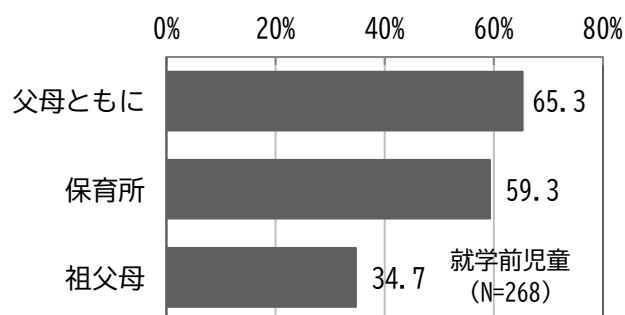
※グラフ中の「就学前児童」は「就学前児童保護者調査」を、「小学生児童」は「小学生児童保護者調査」を簡略化したものです。

※グラフの選択肢は実施したアンケート調査に記載された表現のままとしています。

① 子どもの育ちをめぐる環境について

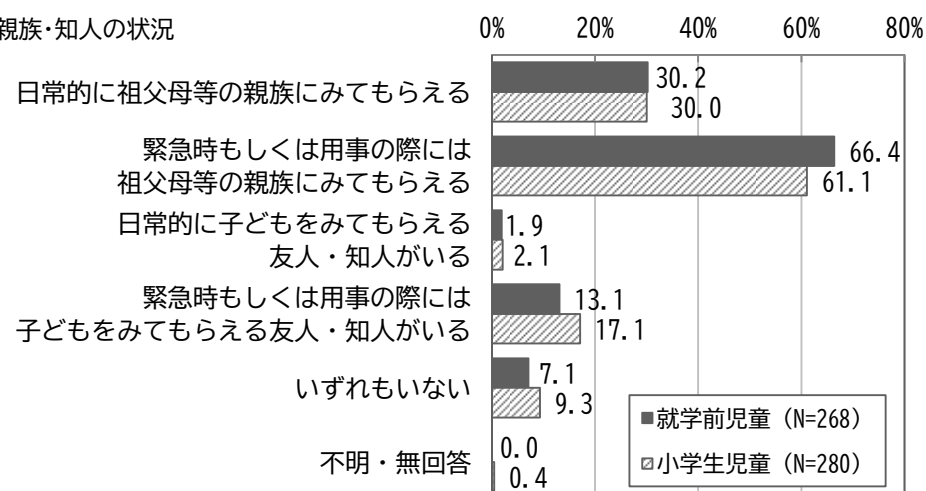
○子育て日常にかかわっている人は、就学前児童、小学生児童ともに「父母ともに」が最も高くなっています。

■子育てに日常にかかわっている人 ※上位3位



○日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の状況は、就学前児童、小学生児童ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も高くなっています。

■日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の状況

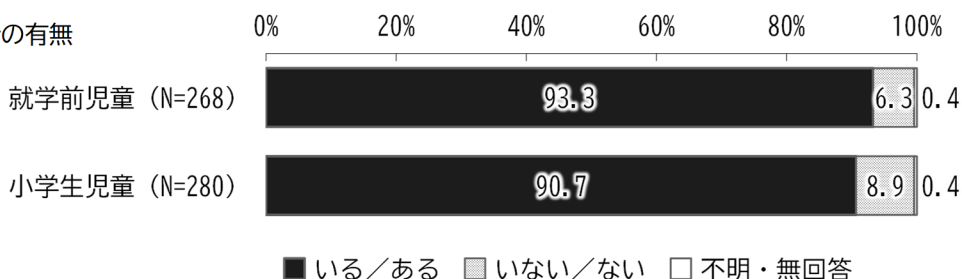


② 子育てや教育についての相談・情報提供

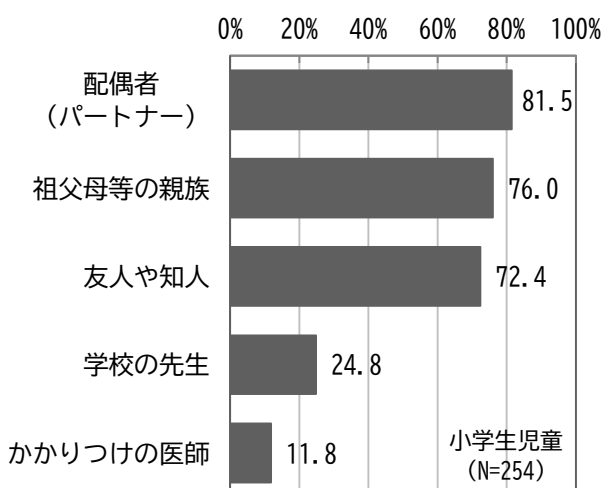
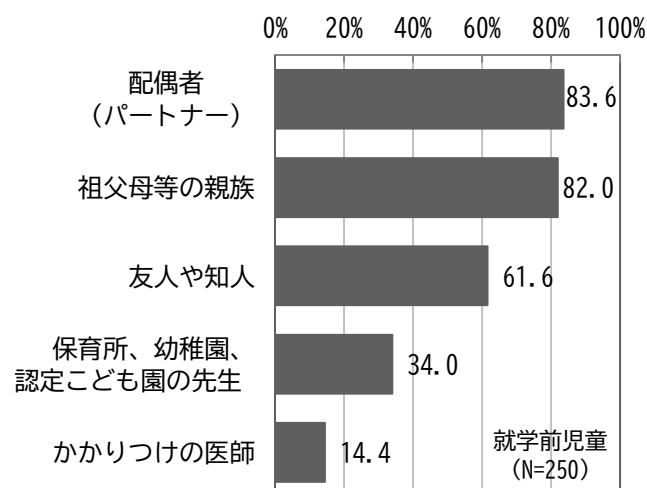
○気軽に相談できる相手、場所の有無は、「いる／ある」が就学前児童で 93.3%、小学生児童で 90.7%となっています。「いない／ない」は就学前児童で 6.3%、小学生児童で 8.9%となっています。

○気軽に相談できる相手がいる、場所があると回答した方の相談先は、就学前児童、小学生児童ともに「配偶者（パートナー）」「祖父母等の親族」「友人や知人」が上位3位となっており、次いで就学前児童では、「保育所、幼稚園、認定こども園の先生」が 34.0%、小学生児童では「学校の先生」が 24.8%となっています。

■気軽に相談できる相手、場所の有無



■気軽に相談できる相手、場所 ※上位5位

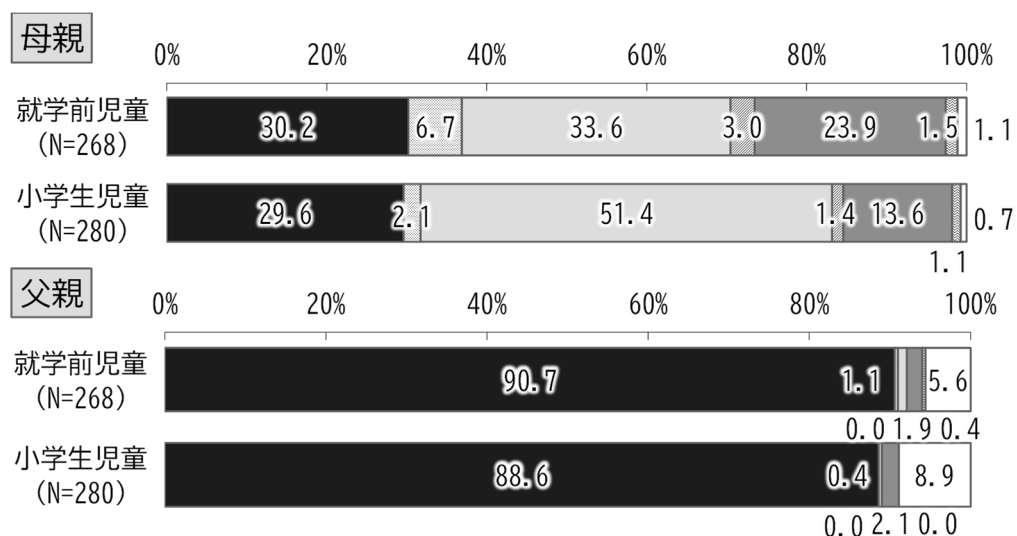


③ 保護者の就労状況について

○母親の就労状況は、就学前児童、小学生児童ともに「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も高くなっています。父親の就労状況は、就学前児童、小学生児童ともに、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も高くなっています。

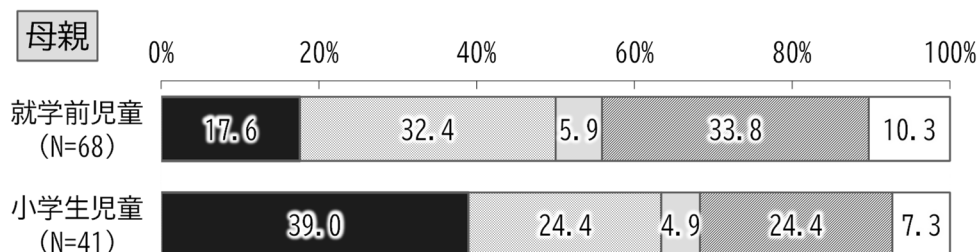
○現在就労していないと回答した母親の就労希望は、就学前児童で「すぐにでも、もしくは1年以内に、パートタイム・アルバイト等で就労したい」が33.8%と最も高く、小学生児童では「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が39.0%と最も高くなっています。

■保護者の就労状況



- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 不明・無回答

■現在就労していない母親の就労希望



- 子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）
- 1年より先、一番下の子どもが〇〇歳になったころに就労したい
- すぐにでも、もしくは1年以内に、フルタイムで就労したい
- すぐにでも、もしくは1年以内に、パートタイム・アルバイト等で就労したい
- 不明・無回答

④ 平日の幼稚園や保育園などの利用状況について

○平日に利用している教育・保育事業は、「利用している」が79.9%、「利用していない」が19.8%となっています。

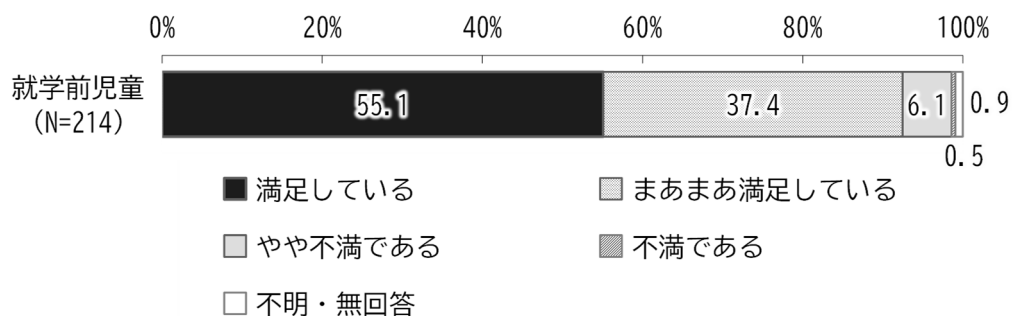
○利用している保育所・幼稚園等に対する満足度は、『満足している』（「満足している」＋「まあまあ満足している」）が92.5%、『不満である』（「不満である」＋「やや不満である」）が6.6%となっています。

○利用している保育所・幼稚園等に対する不満は、「スタッフの数が不十分」「その他」がそれぞれ35.7%と最も高く、次いで「保育料が高い」が28.6%となっています。

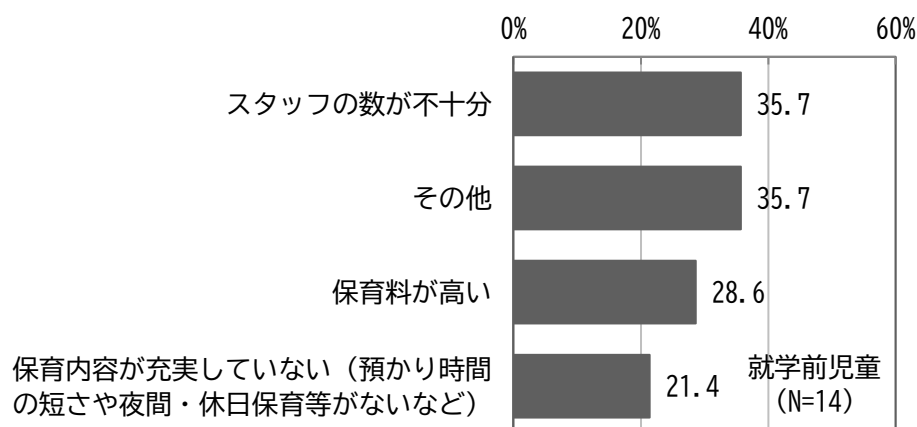
■平日に利用している教育・保育事業



■利用している保育所・幼稚園等に対する満足度



■利用している保育所・幼稚園等に対する不満 ※上位3位

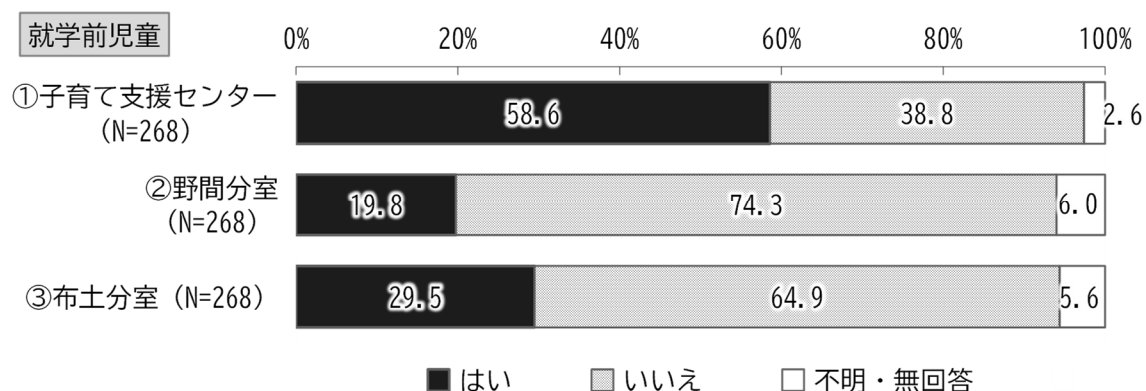


⑤ 地域の子育て支援拠点事業の利用状況について

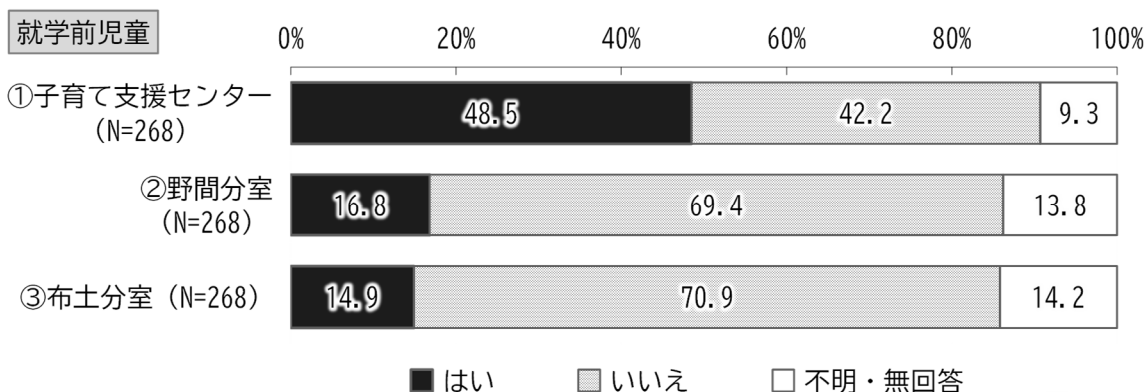
○子育て支援センター等の利用状況は、子育て支援センターで「はい」（利用している）が58.6%と半数以上が利用しています。野間分室、布土分室は「いいえ」（利用していない）がそれぞれ6割以上となっています。

○子育て支援センター等の利用意向は、子育て支援センターで「はい」（利用したい）が48.5%と約半数の利用意向がみられます。

■子育て支援センター等の利用状況【就学前児童】



■子育て支援センター等の利用意向【就学前児童】



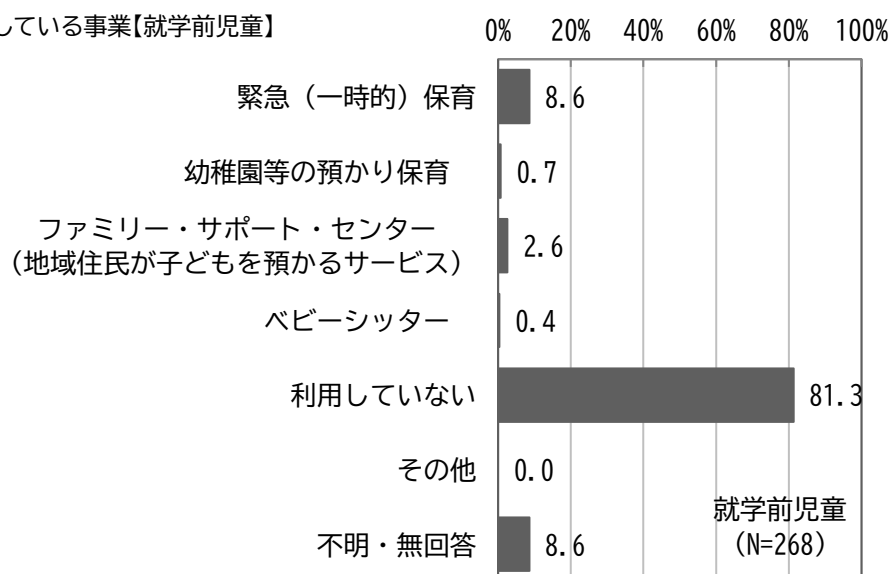
⑥ 幼稚園や保育所などの不定期の利用について

○日中、不定期に利用している事業は、「利用していない」が81.3%と最も高く、次いで「緊急（一時的）保育」が8.6%となっています。

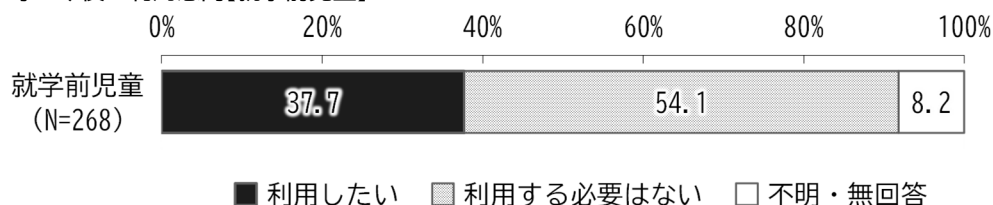
○一時預かり等の今後の利用意向は、「利用したい」が37.7%、「利用する必要はない」が54.1%となっています。

○一時預かり等を利用したいと回答した方の利用したい理由は、「私用、リフレッシュ目的（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事）」が77.2%と最も高く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院など」が68.3%となっています。

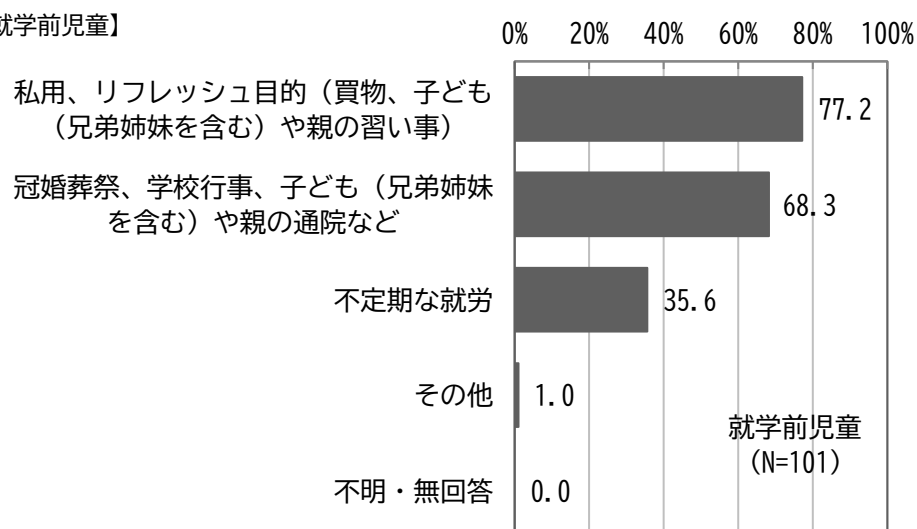
■日中、不定期に利用している事業【就学前児童】



■一時預かり等の今後の利用意向【就学前児童】



■利用したい理由【就学前児童】

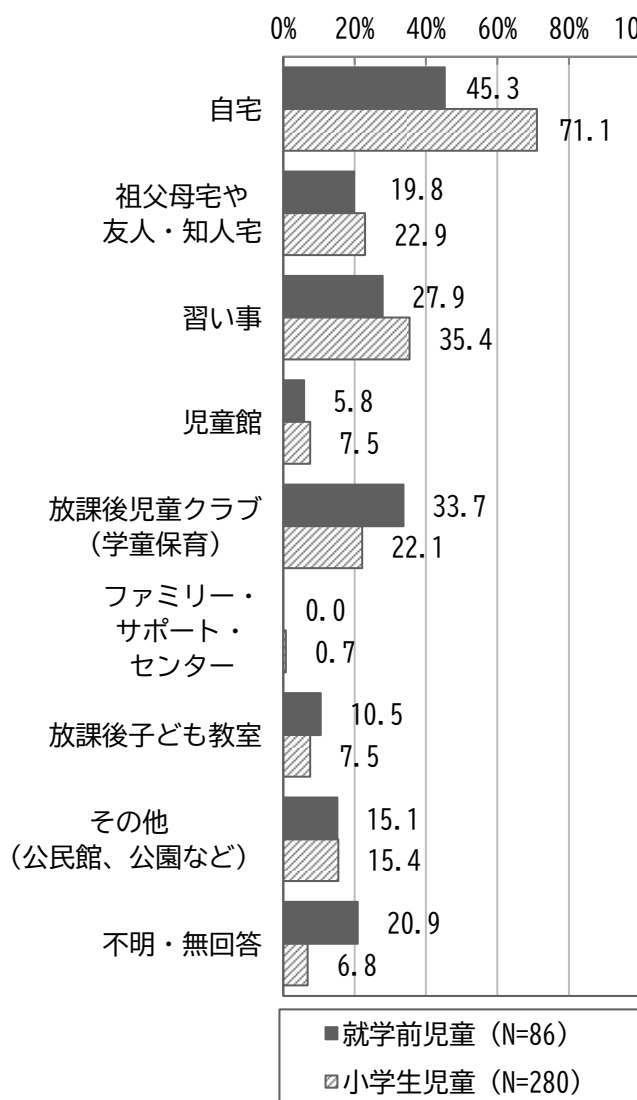


⑦ 放課後の過ごし方について

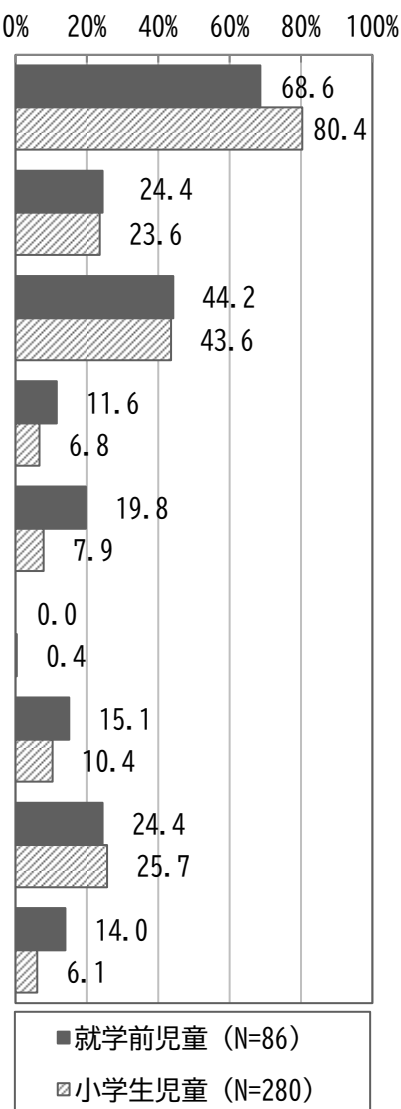
○小学校低学年での放課後の過ごし方の希望は、就学前児童、小学生児童ともに「自宅」がそれぞれ最も高くなっています。次いで、就学前児童では「放課後児童クラブ（学童保育）」が33.7%となっており、小学生児童では「習い事」が35.4%となっています。

○小学校高学年での過ごし方の希望も同様に、就学前児童、小学生児童ともに「自宅」が最も高くなっています。次いで、「習い事」が就学前児童で44.2%、小学生児童で43.6%となっています。

■小学校低学年(1～3年生)での
放課後の過ごし方の希望

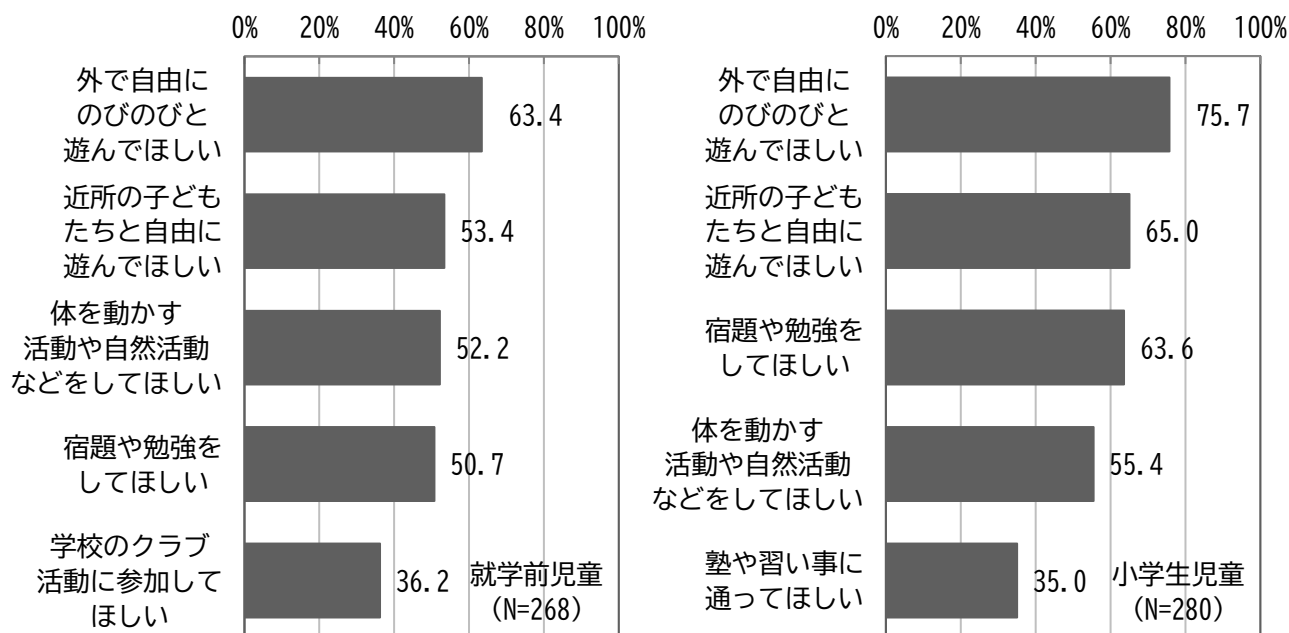


■小学校高学年(4～6年生)での
放課後の過ごし方の希望



○今後の放課後の過ごし方の希望は、就学前児童、小学生児童ともに「外で自由にのびのびと遊んでほしい」「近所の子どもたちと自由に遊んでほしい」が上位2位となっています。次いで、就学前児童では「体を動かす活動や自然活動などをしてほしい」、小学生児童では「宿題や勉強をしてほしい」となっています。

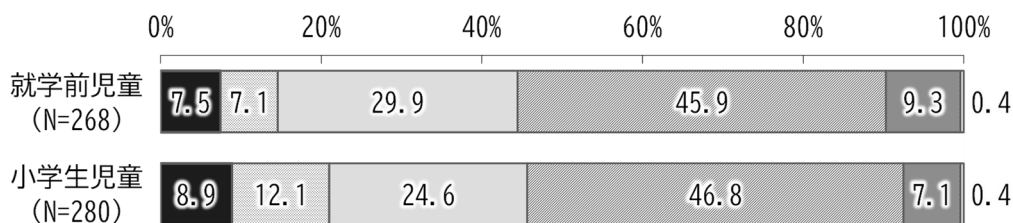
■今後の放課後の過ごし方の希望 ※上位5位



⑧ 地域での子育てについて

○日頃の近所付き合いは、就学前児童、小学生児童ともに「会えばあいさつをかわす」がそれぞれ最も高くなっています。一方で、「付き合いがほとんどない」がそれぞれ約1割と、近所付き合いがほとんどない方が一定数存在しています。

■日頃からの近所付き合い

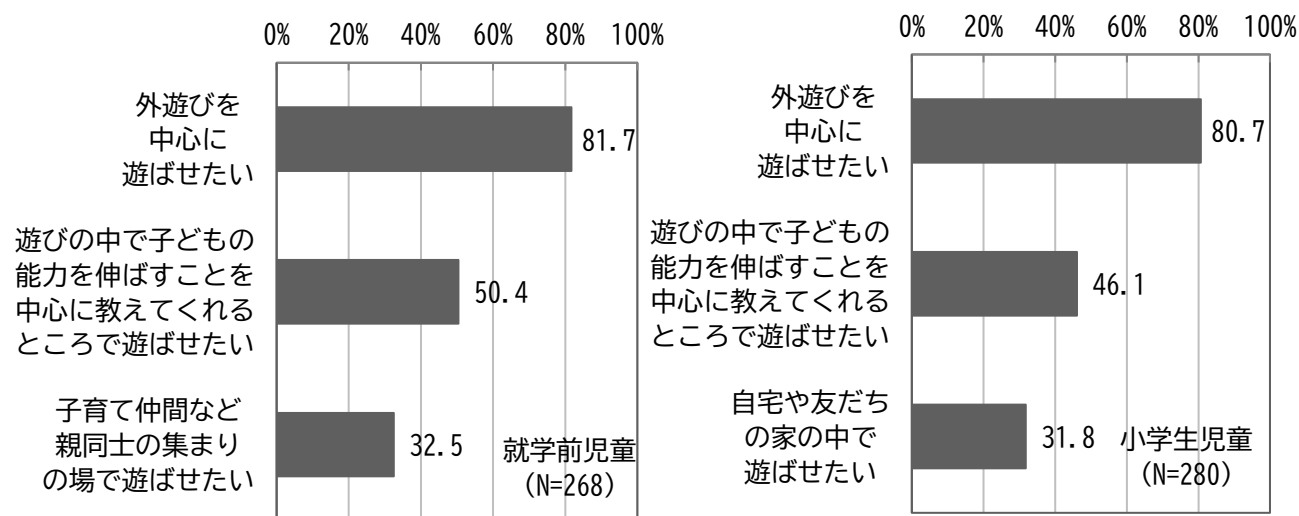


- 常日ごろ家族ぐるみの付き合いがある
- 困っているときに相談したり助けあったりする
- たまに立ち話をする
- 会えばあいさつをかわす
- 付き合いがほとんどない
- 不明・無回答

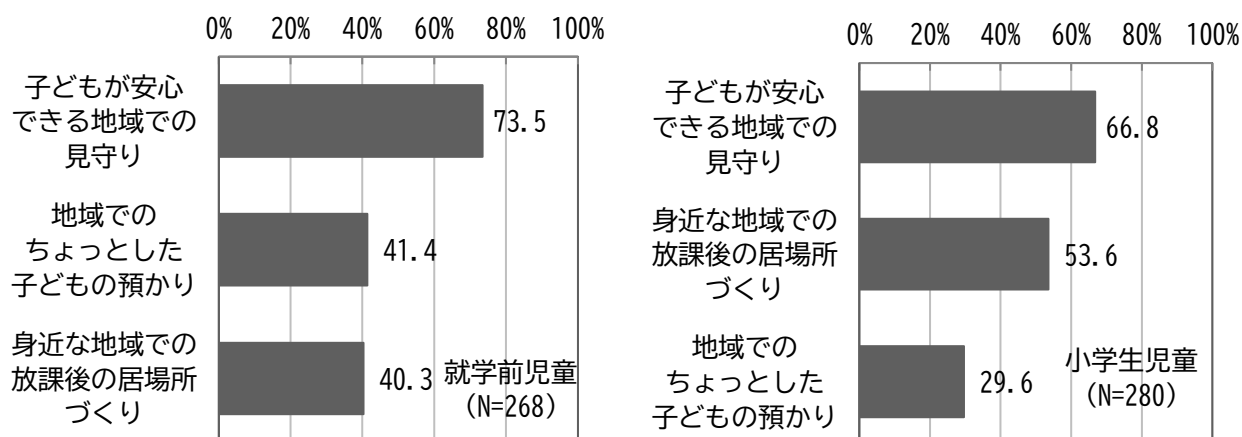
○地域での過ごし方の希望は、就学前児童、小学生児童ともに「外遊びを中心に遊ばせたい」「遊びの中で子どもの能力を伸ばすことを中心に教えてくれるところで遊ばせたい」が上位2位となっています。次いで、就学前児童では「子育て仲間など親同士の集まりの場で遊ばせたい」、小学生児童では「自宅や友だちの家の中で遊ばせたい」となっています。

○地域における子育て支援の希望は、就学前児童、小学生児童ともに「子どもが安心できる地域での見守り」がそれぞれ最も高くなっています。次いで、就学前児童では「地域でのちょっとした子どもの預かり」「身近な地域での放課後の居場所づくり」の順で高くなっており、小学生児童では「身近な地域での放課後の居場所づくり」「地域でのちょっとした子どもの預かり」の順で高くなっています。

■地域での過ごし方の希望 ※上位3位



■地域における子育て支援の希望 ※上位3位

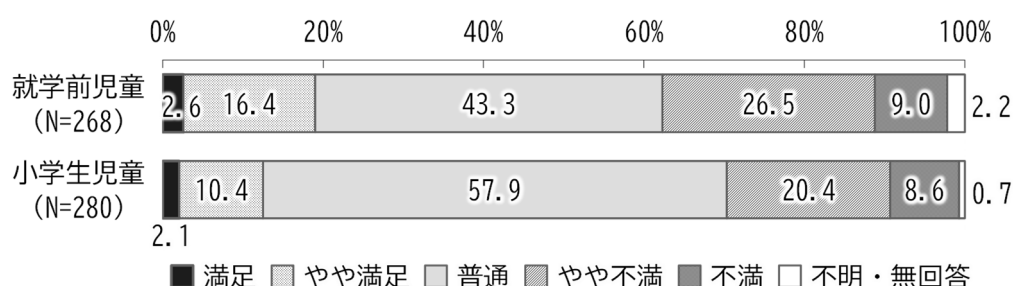


⑨ 子育て施策全般について

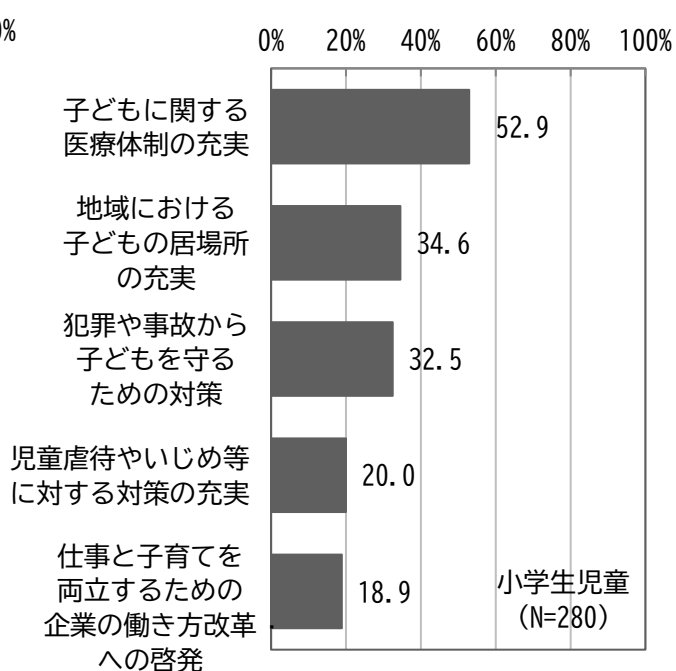
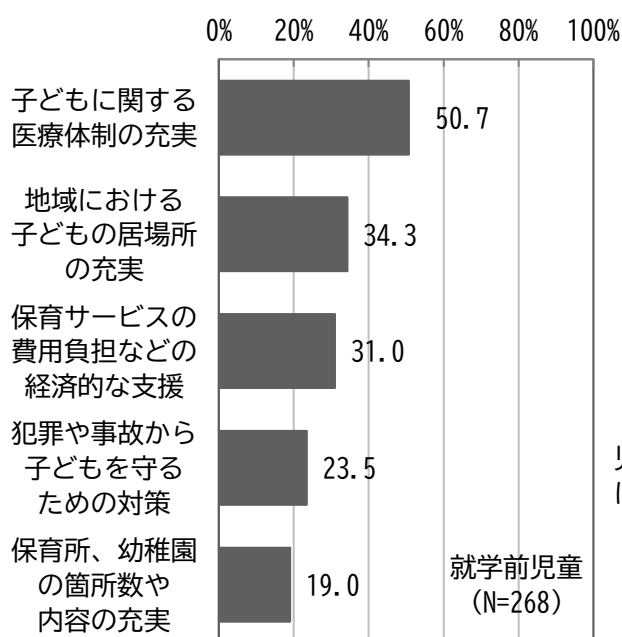
○子育て施策の満足度は、就学前児童で『満足』（「満足」＋「やや満足」）が19.0%、『不満』（「不満」＋「やや不満」）が35.5%となっています。小学生児童では『満足』が12.5%、『不満』が29.0%となっています。

○子育て施策に期待すること・重要なことは、就学前児童、小学生児童ともに「子どもに関する医療体制の充実」「地域における子どもの居場所の充実」が上位2位になっています。次いで、就学前児童では「保育サービスの費用負担などの経済的な支援」「犯罪や事故から子どもを守るための対策」「保育所、幼稚園の箇所数や内容の充実」の順で高くなっています。小学生児童では「犯罪や事故から子どもを守るための対策」「児童虐待やいじめ等に対する対策の充実」「仕事と子育てを両立するための企業の働き方改革への啓発」の順で高くなっています。

■子育て施策の満足度



■子育て施策に期待すること・重要なこと ※上位5位



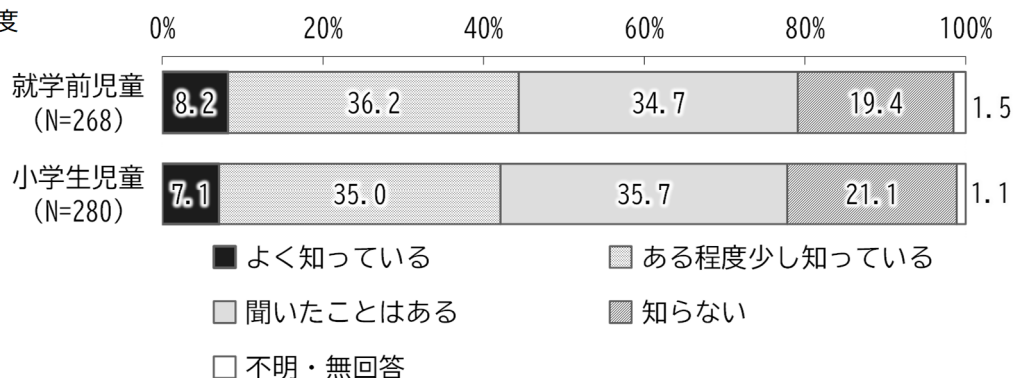
⑩ こどもの権利について

○「こどもの権利」の認知度は、就学前児童で「ある程度知っている」が36.2%と最も高くなっています。小学生児童では「聞いたことはある」が35.7%と最も高くなっています。就学前児童、小学生児童ともに、「知らない」が約2割となっており、「こどもの権利」を知らない方が一定数みられます。

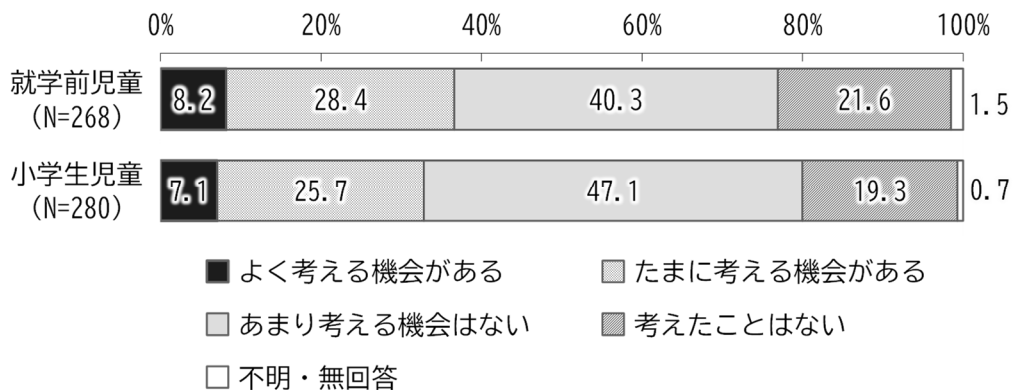
○「こどもの権利」について考える機会の有無は、就学前児童、小学生児童ともに「あまり考える機会はない」が最も高くなっています。また、「考えたことはない」がそれぞれ約2割となっています。

○「こどもの権利」を守るためにあると良い仕組みは、就学前児童、小学生児童ともに「大人たちに「こどもの権利」についてもっと伝える」が最も高くなっています。

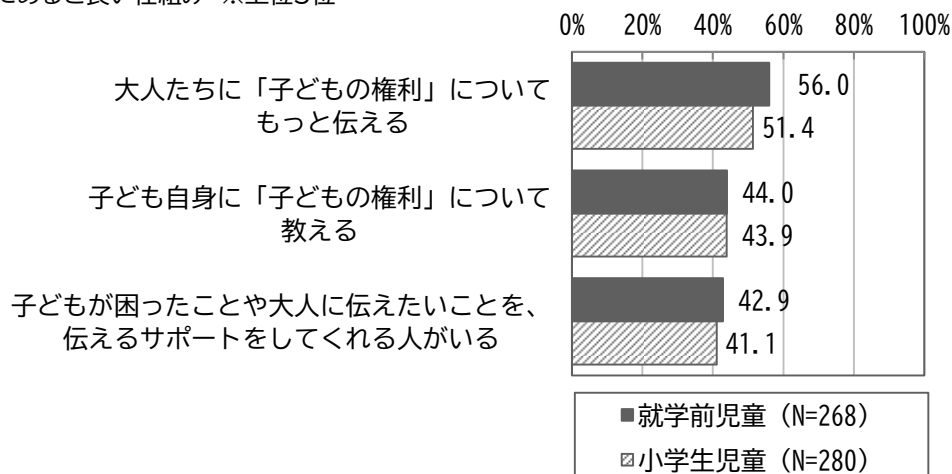
■「こどもの権利」の認知度



■「こどもの権利」について考える機会の有無



■「こどもの権利」を守るためにあると良い仕組み ※上位3位

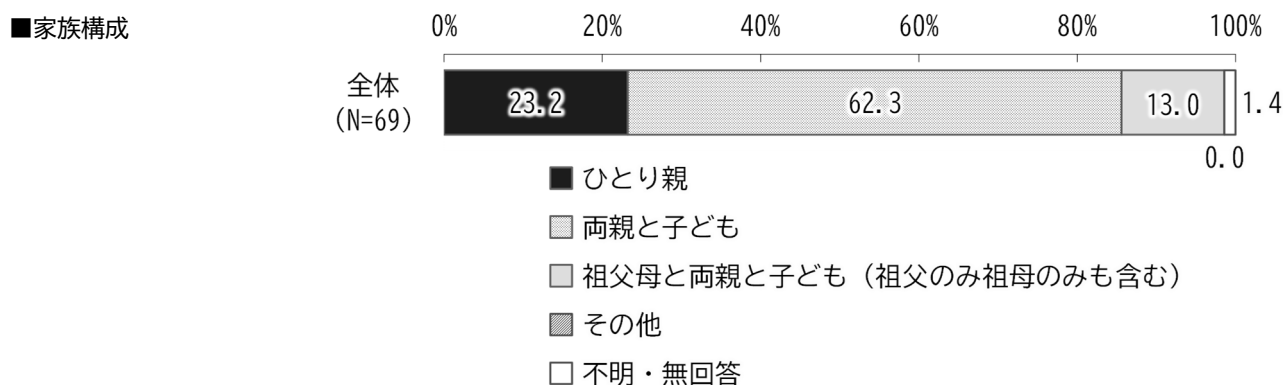
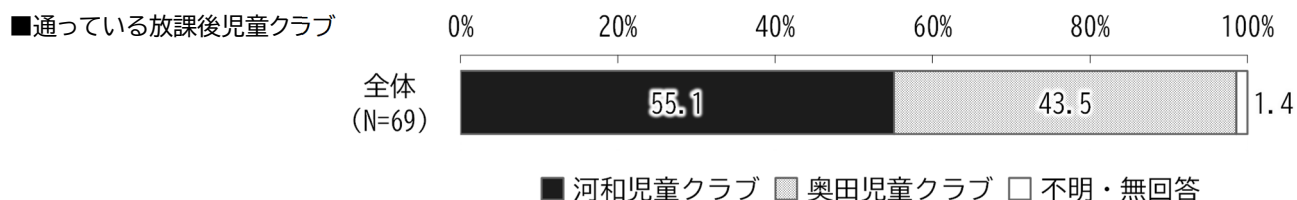


(3)放課後児童クラブ調査

① 回答者属性

○通っている放課後児童クラブは、「河和児童クラブ」が55.1%、「奥田児童クラブ」が43.5%となっています。

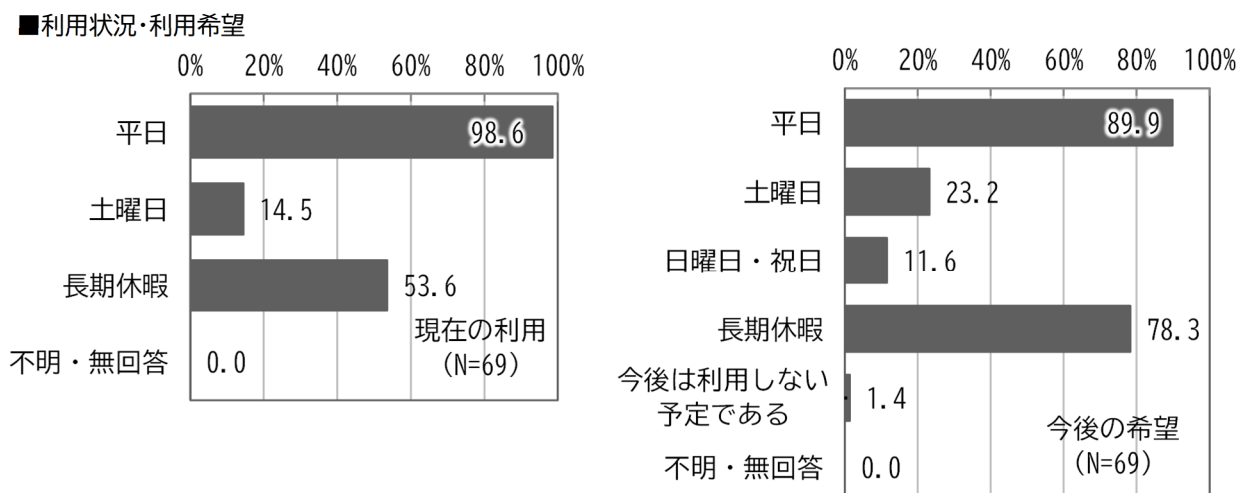
○家族構成は、「両親と子ども」が62.3%と最も高く、次いで「ひとり親」が23.2%となっています。



② 放課後児童クラブについて

○放課後児童クラブの利用状況は、「平日」が98.6%と最も高く、次いで「長期休暇」が53.6%となっています。

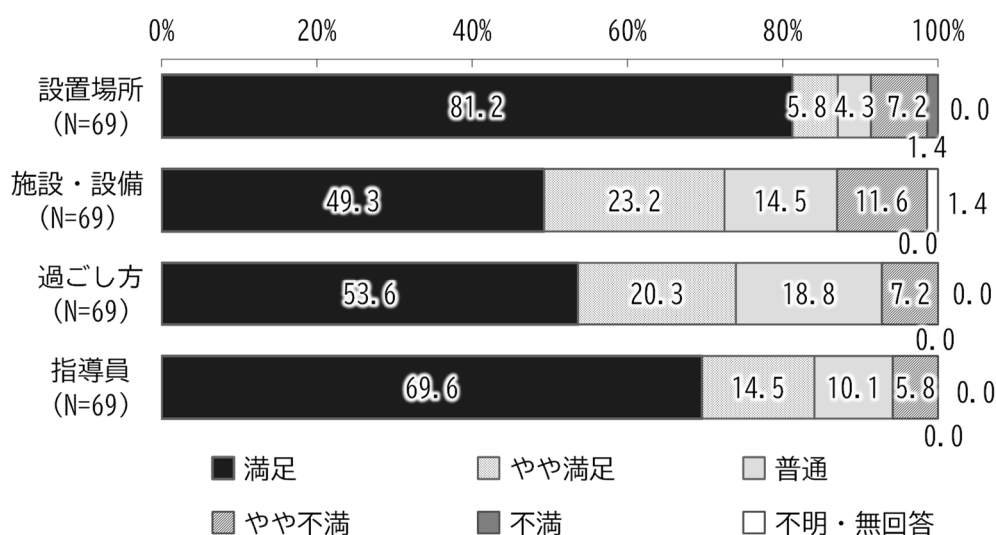
○放課後児童クラブの利用希望は、「平日」が89.9%と最も高く、次いで「長期休暇」が78.3%となっています。



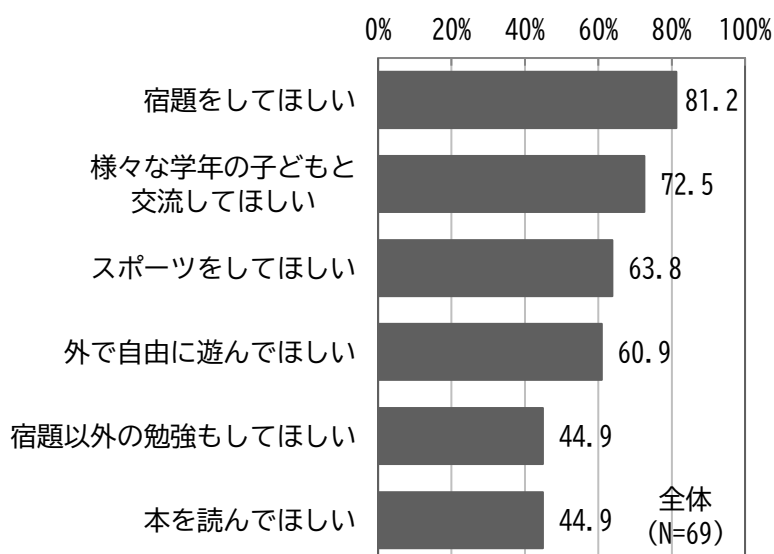
○利用している放課後児童クラブの満足度は、【設置場所】で『満足』（「満足」＋「やや満足」）が87.0%、『不満』（「不満」＋「やや不満」）が8.6%となっています。【施設・設備】で『満足』が72.5%、『不満』が11.6%となっています。【過ごし方】で『満足』が73.9%、『不満』が7.2%となっています。【指導員】で『満足』が84.1%、『不満』が5.8%となっています。

○放課後児童クラブで希望する過ごし方は、「宿題をしてほしい」が81.2%と最も高く、次いで「様々な学年の子どもと交流してほしい」が72.5%となっています。

■利用している放課後児童クラブの満足度(設置場所/施設・設備/過ごし方/指導員)



■放課後児童クラブで希望する過ごし方 ※上位5位

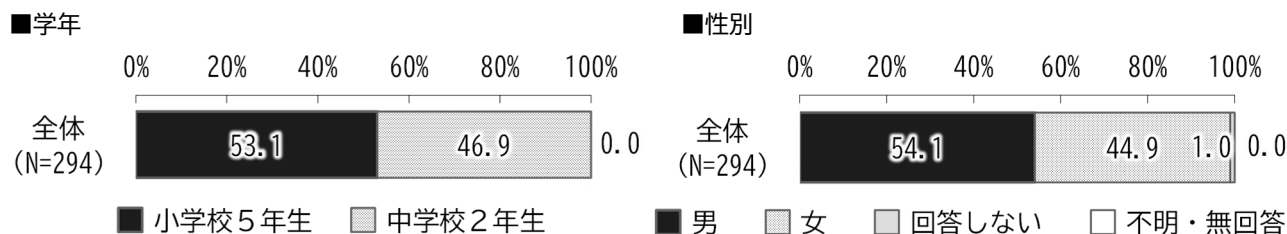


(4)こどもアンケート

① 回答者属性

○回答者の学年は、「小学校5年生」が53.1%、「中学校2年生」が46.9%となっています。

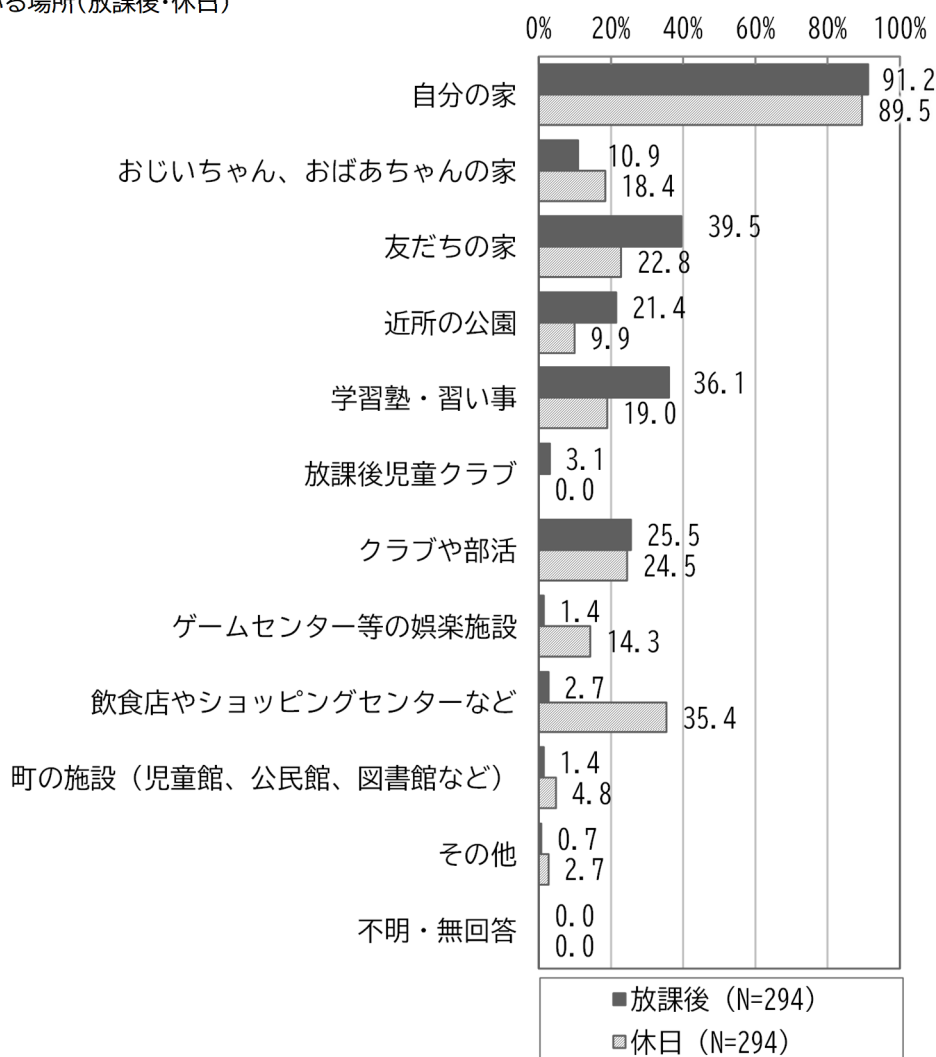
○回答者の性別は、「男」が54.1%、「女」が44.9%となっています。



② 放課後や休日の過ごし方

○放課後によく過ごしている場所は、「自分の家」が91.2%と最も高く、次いで「友だちの家」が39.5%となっています。休日によく過ごしている場所は、「自分の家」が89.5%と最も高く、次いで「飲食店やショッピングセンターなど」が35.4%となっています。

■よく過ごしている場所(放課後・休日)



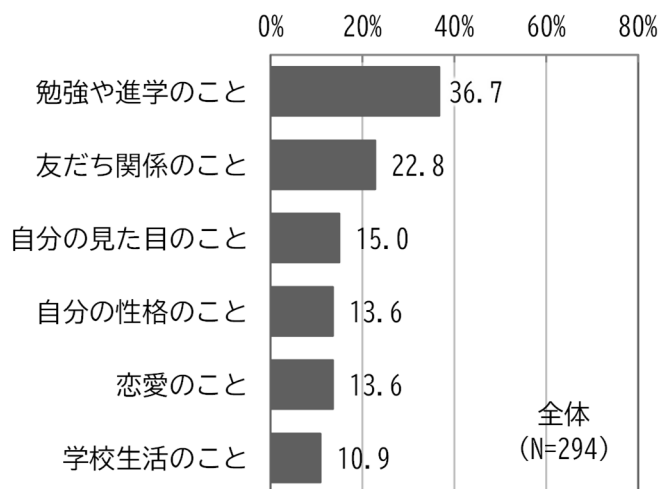
③ 自分のことや普段の生活について

○悩みや不安に感じていることは、「勉強や進学のこと」が36.7%と最も高く、次いで「友だち関係のこと」が22.8%となっています。

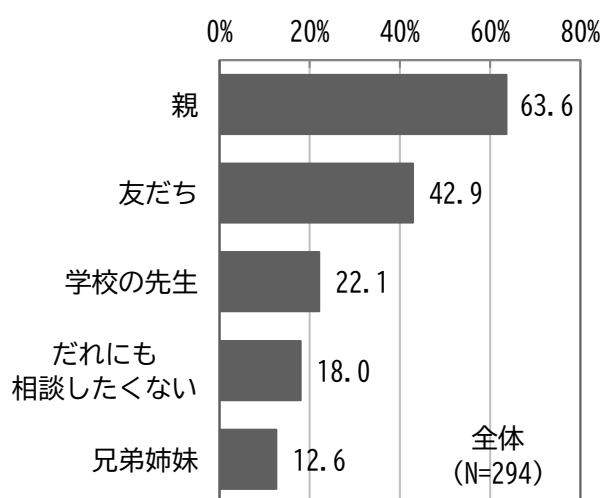
○悩みや不安を感じたときの相談先は、「親」が63.6%と最も高く、次いで「友だち」が42.9%となっています。

○最近の生活全般の満足度は、満足度「10（十分に満足している）」が22.1%と最も高く、次いで満足度「7」が19.4%となっています。

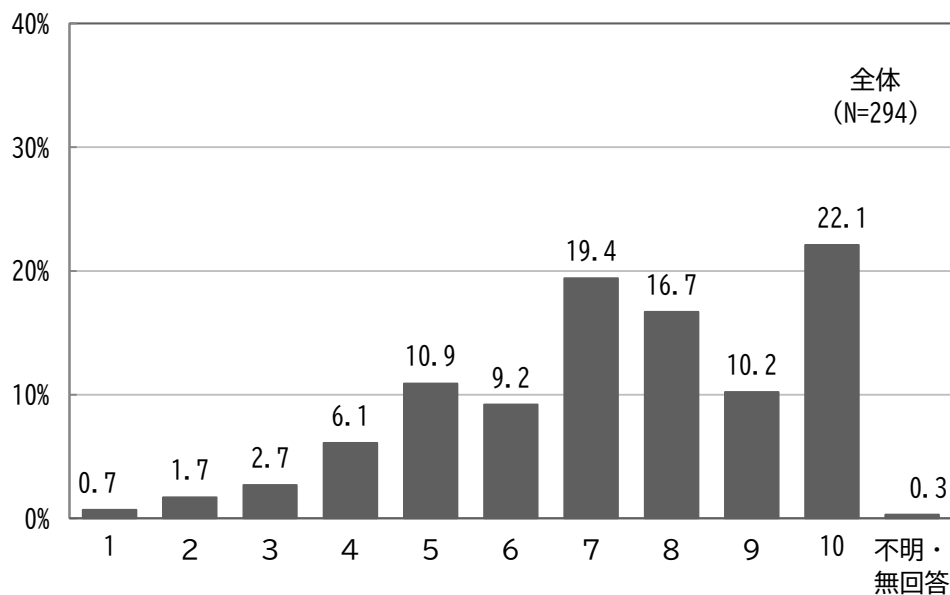
■悩みや不安に感じていること ※上位5位



■悩みや不安を感じたときの相談先 ※上位5位



■最近の生活全般の満足度



まったく満足していない



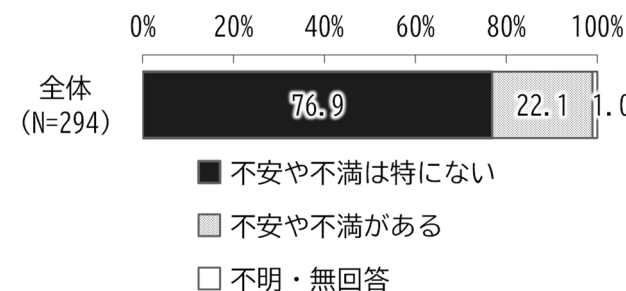
十分に満足している

④ 学校生活について

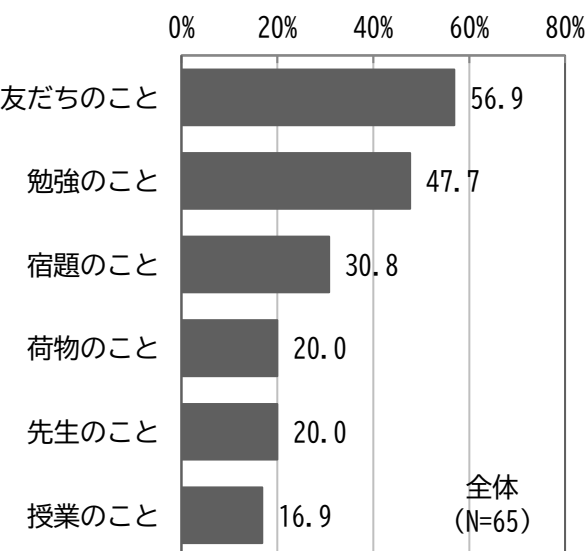
○学校生活で不安や不満に感じていることの有無は、「不安や不満は特にない」が76.9%、「不安や不満がある」が22.1%となっています。

○学校生活で不安や不満があると回答した方の不安や不満の内容は、「友だちのこと」が56.9%と最も高く、次いで「勉強のこと」が47.7%となっています。

■学校生活で不安や不満に感じていることの有無



■学校生活での不安や不満 ※上位5位

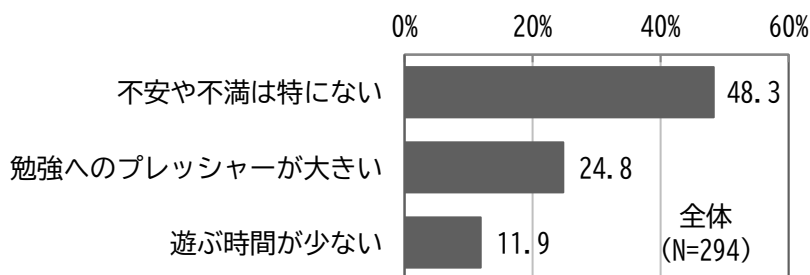


⑤ 家庭について

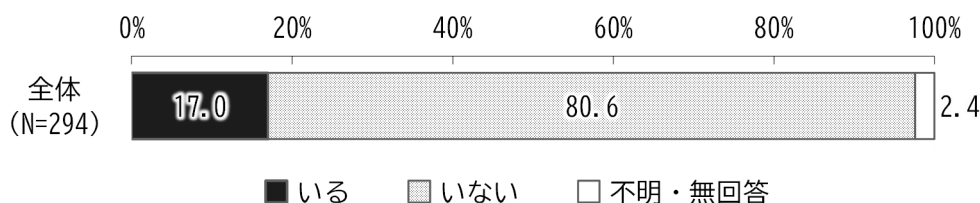
○家族との生活の中で不安や不満に感じていることは、「不安や不満は特にない」が48.3%と最も高く、次いで「勉強へのプレッシャーが大きい」が24.8%となっています。

○家族の中に回答者がお世話をしている人がいるかは、「いる」が17.0%、「いない」が80.6%となっています。

■家族との生活の中で不安や不満に感じていること ※上位3位

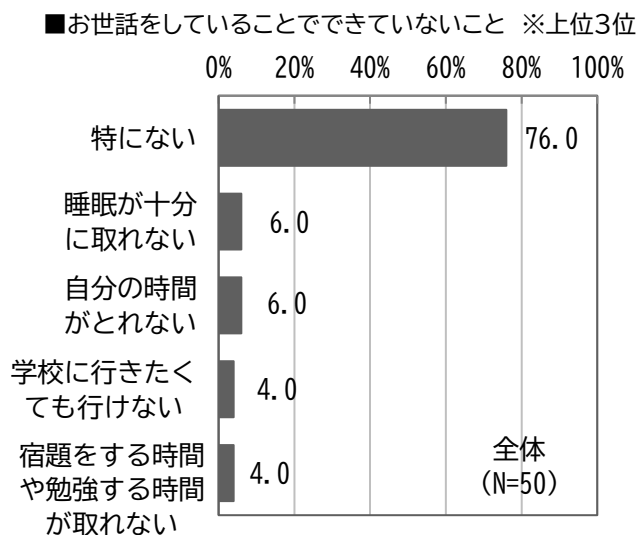
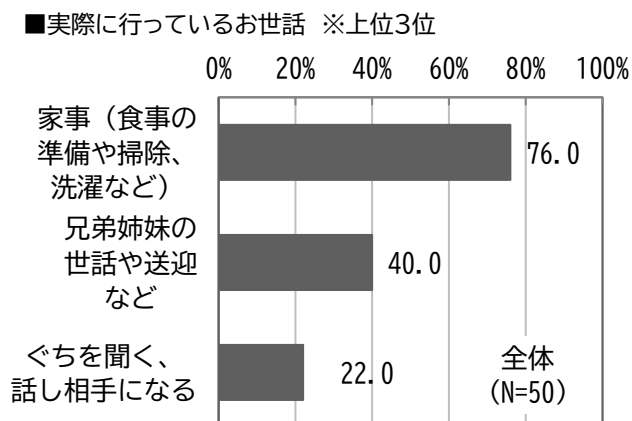


■家族の中に回答者がお世話をしている人がいるか



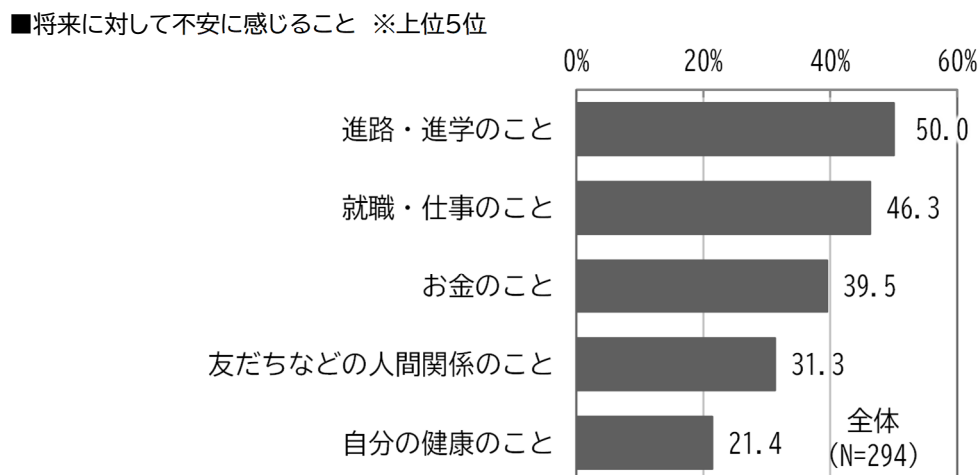
○家族の中にお世話をしている人がいると回答した方が実際に行っているお世話は、「家事（食事の準備や掃除、洗濯など）」が76.0%と最も高く、次いで「兄弟姉妹の世話や送迎など」が40.0%となっています。

○お世話をしていることでできていないことは、「特にない」が76.0%と最も高く、次いで「睡眠が十分に取れない」「自分の時間がとれない」がそれぞれ6.0%となっています。



⑥ 将来のことについて

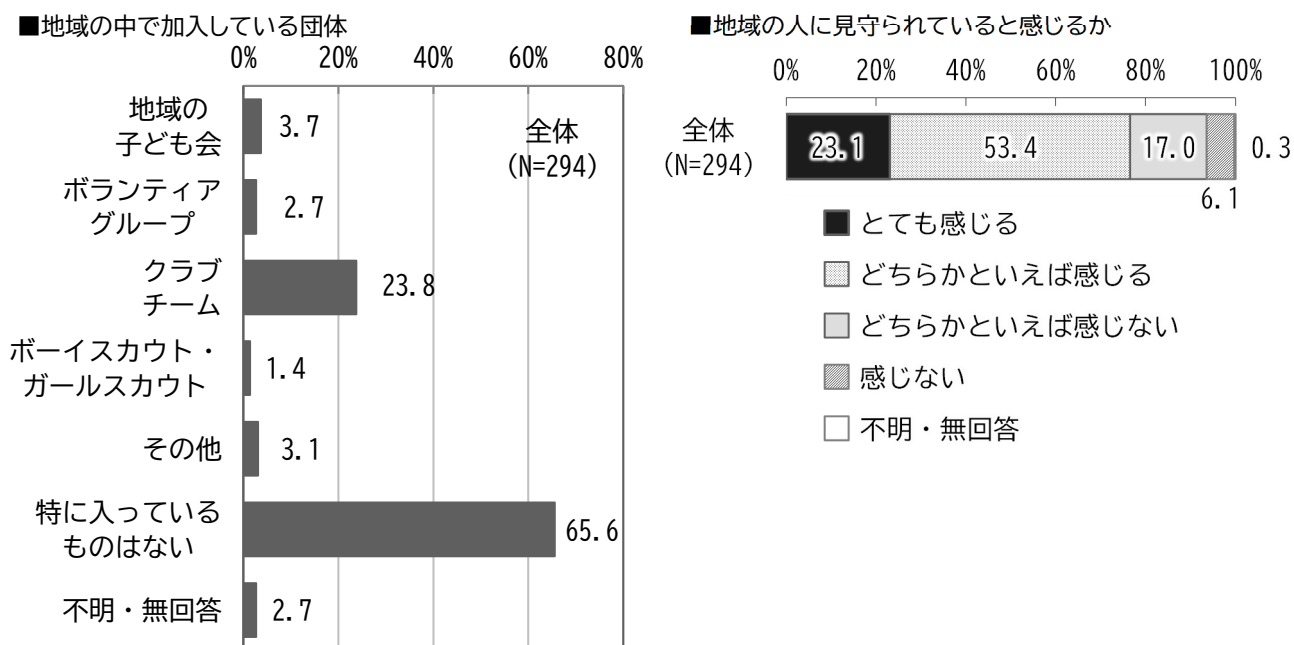
○将来に対して不安に感じていることは、「進学・進路のこと」が50.0%と最も高く、次いで「就職・仕事のこと」が46.3%となっています。



⑦ 地域とのかかわりについて

○地域の中で加入している団体は、「特に入っているものはない」が65.6%と最も高く、次いで「クラブチーム」で23.8%となっています。

○地域の人に見守られていると感じるかは、「どちらかといえば感じる」が53.4%と最も高く、次いで「とても感じる」が23.1%となっています。

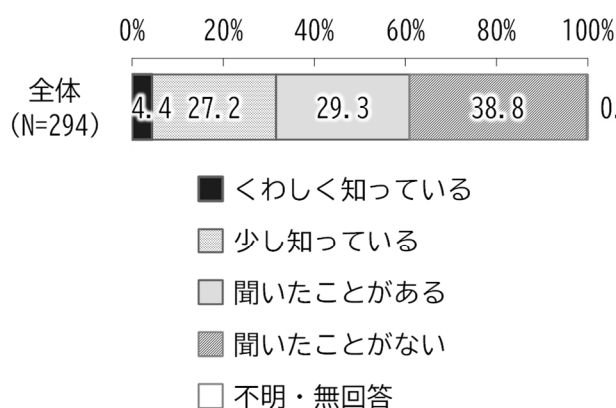


⑧ こどもの権利について

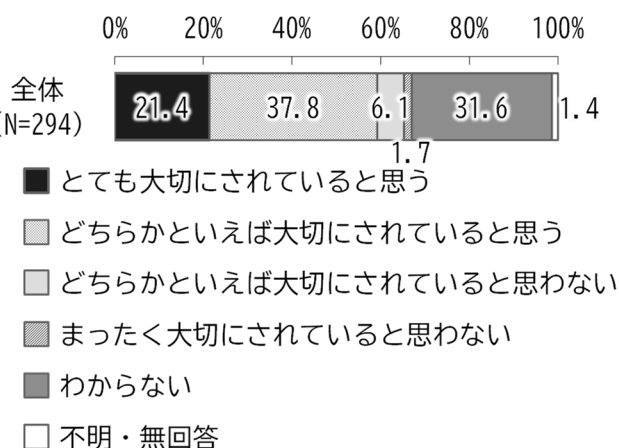
○「こどもの権利」の認知度は、「聞いたことがない」が38.8%と最も高く、次いで「聞いたことがある」が29.3%となっています。

○美浜町において「こどもの権利」が大切にされていると思うかは、『大切にされていると思う』（「とても大切にされていると思う」+「どちらかといえば大切にされていると思う」）が59.2%、『大切にされているとは思わない』（「まったく大切にされているとは思わない」+「どちらかといえば大切にされているとは思わない」）が7.8%となっています。

■「こどもの権利」の認知度

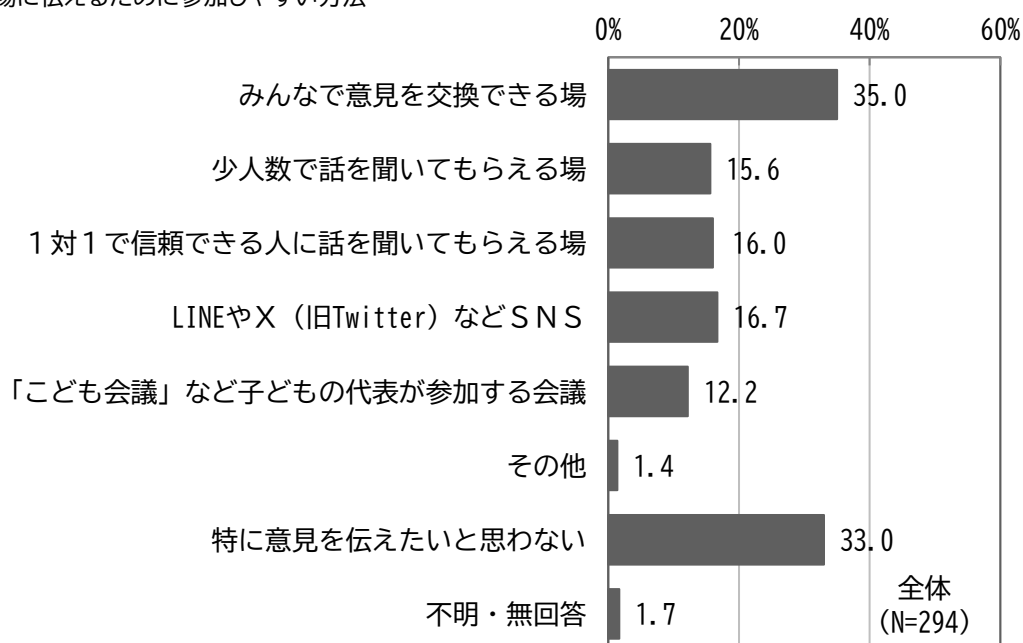


■美浜町において「こどもの権利」が大切にされていると思うか



○意見を役場に伝えるために参加しやすい方法は、「特に意見を伝えたいと思わない」（33.0%）を除き、「みんなで意見を交換できる場」が35.0%と最も高く、次いで「LINE や X（旧 twitter）などSNS」が16.7%となっています。

■意見を役場に伝えるために参加しやすい方法



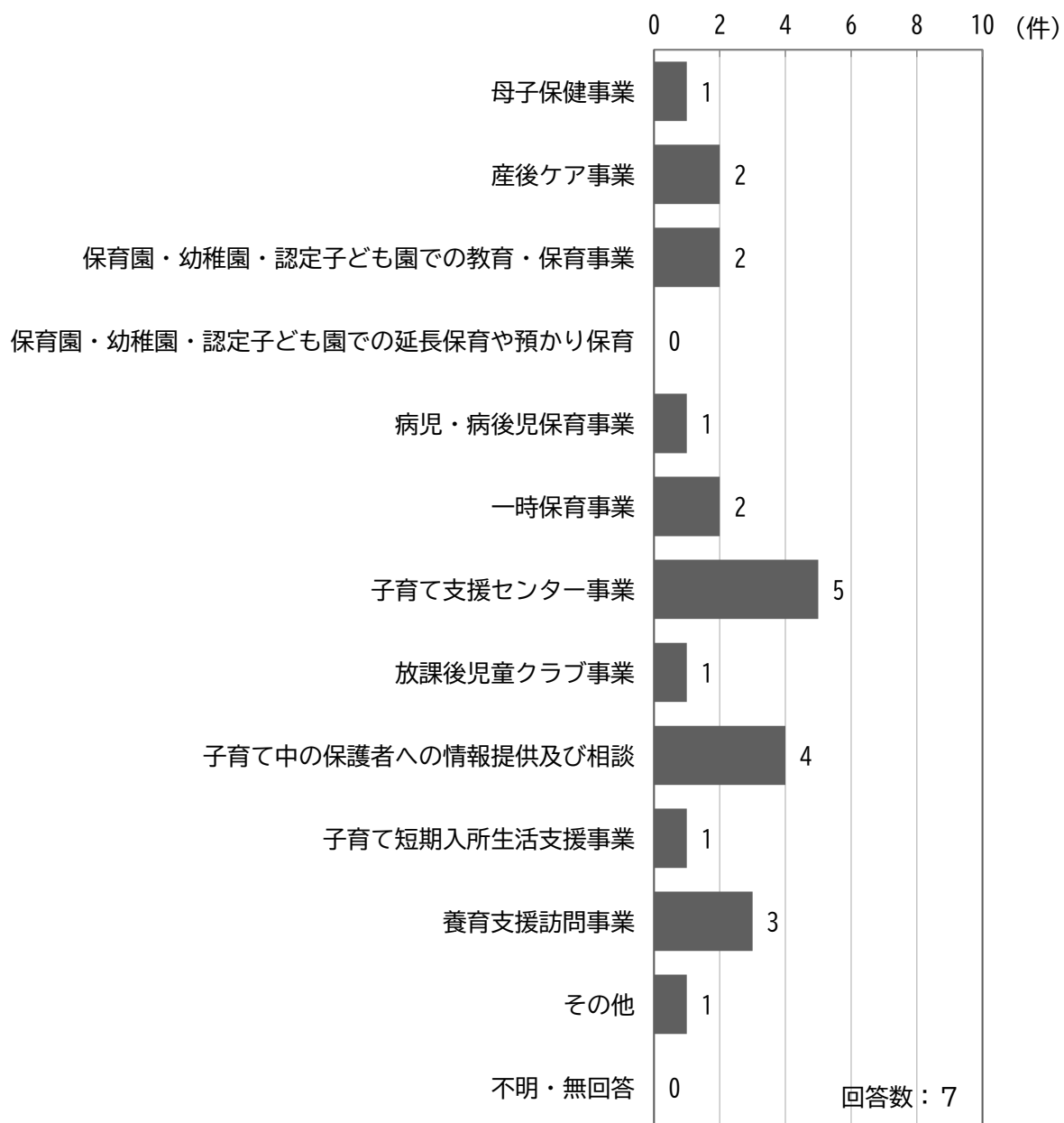
3 ヒアリング調査結果のまとめ

本町のより一層の子育て支援施策の充実に向けて、日頃から子どもや保護者等とかわっている保育施設及び子育て支援団体に対して、広く意見や要望を把握することを目的に、ヒアリング調査を実施しました。

① ヒアリング実施概要

調査区分	実施方法	調査期間	回答団体数
関係団体ヒアリング	ヒアリングシート配布・回収	令和6年8月～9月	7団体

② 子育て支援サービスで特に重要・改善が必要と感じていること



■選択した事業に対する主な意見

選択した事業	主な意見（抜粋）
産後ケア事業	・不安感や孤立感が強い方への傾聴が必要。またその方が安心して話せる環境（場所・人・時間など）の提供が必要。 ・核家族で親族や近隣とかかわりが少ない方は手探りの子育てとなり寝不足から情緒不安定になりやすい。子育てのパターンが成り立つまで寄り添うことが必要。
保育園・幼稚園・認定こども園での教育・保育事業	・年度途中の保育所入所希望は、入所日1か月前からしか申し込みができないため、入所できるかわからず困っている保護者が多い。2か月前から申し込みができれば、入所できなかった場合の手段が考えられるのではないか。
病児・病後児保育事業	・事業を充実させ、広報して使いやすさを伝えることが必要。保育所入所前の入所説明会などで啓発してみてもどうか。
一時保育事業	・元気高齢者と協働で預かり場所または一緒に過ごせる場所の提供ができないか。 ・試行中の「こども誰でも通園制度」は現在3歳未満までの対象だが、利用対象を年少児（学年区切り）までにしてはどうか。
子育て支援センター事業	・地域で子育てをする若い親を支えるような美浜町になると良い。 ・子育てで孤立しないよう、日々の育児の大変さや想いをはきだせる場が必要。 ・国や町が行っている事業や助成のことを知っている方が少なく、本当に不安や困難を抱えている方達にはあまり届いていない。
子育て中の保護者への情報提供及び相談	・美浜町の子育ての情報発信（トータル発信）をする機関の充実。 ・「すくすくアプリ美浜」の活用を充実させる。 ・継続的に相談できると良い。
子育て短期入所生活支援事業	・母子分離のタイミングで子育てネットワーカーなどに受け入れ保護をしてもらえるサービスをつけてはどうか。
養育支援訪問事業	・子育てに不安を持っている母親に寄り添える支援が必要。 ・団体としては会員同士のコミュニケーションが取れる環境づくりをめざしている。
その他	・こども家庭センターの活躍。 ・学校現場への巡回。 ・放課後等デイサービスの開設。 ・傾聴。

③ こども・若者や子育て家庭を取り巻く課題で、特に気になること



■選択した課題に対する主な意見

選択した課題	主な意見(抜粋)
こども・若者などの当事者の意見を聞く機会について	・保護者同士が話せる環境（場所、時間、託児する人）の提供。子育てについて話をすることで同年代の保護者が地域にいないため、精神的に孤立している。
多様な遊びや体験、活躍できる機会について	・子育てサークルへ参加した際、保護者から「こどもの遊び場を教えてほしい」と言われることがある。小さなこどもが安全に体を動かせる場を求める声が多い。 ・特別な活動や行事があると、すぐに予約が埋まってしまう。児童からだけでなく保護者からの参加申し込みも多い。何か楽しいことに参加させたい、やらせたいという思いがこどもだけでなく、保護者にも強くある気がする。 ・遊びを通して、心身ともに健やかに育てられると思う。親は日々の生活で疲れているし、収入によってこどもの遊び、スポーツにも格差が生じている気がする。年間スケジュールをたて町内外との交流を考えたカリキュラムを。
障害児支援・医療的ケア児支援について	・河和小学校特別支援学級の在籍児童数増加により、保護者より学校での対応への意見を聞くことがある。そのような声を傾聴する場を確保できると良い。 ・わかば園から保育所移行がスムーズに行われると良い。 ・保育所へ移行通園ができると良い。
ヤングケアラーの支援について	・不登校・ひきこもりの増加、貧困、ヤングケアラーなどこども達の成長に問題をもたらすことが増えている。地域においてこどもを支援するつながりができることを望む。
子ども等を取り巻く犯罪・事故等について	・夜遅くまでインターネットを利用し、昼夜の逆転が起きている児童をよく見かける。またラインなどでの仲間はずれや悪口を共有している姿も見られ、こどもだけでなく、保護者のインターネット活用知識の向上が望まれる。
こどものこころの問題や自殺対策について	・不登校のこどもを持って悩んでいる親に対する支援、ケアをした方がよいのでは。 ・親が悩んで病気になっている方もいる。子と親の両方のケアをお願いしたい。 ・中・高生の悩み、心の内を打ち明けやすい環境及び居場所づくり。学童を通してでもいいし、食を通してでもいいし、親世代ではなく、大学生など少しお兄さんお姉さんくらいの人とのかかわりがあると良い。
保護者の仕事と子育ての両立について	・共働きや核家族、近くに頼る先がない人などの家庭教育力の低下やコミュニケーション不足がみられる中、仕事と子育ての両立を促すことがこどもの成長にとって悪影響にならないか見極める必要がある。 ・仕事復帰をすることで保育所に預けられるのか不安。職場に復帰する日は決まっているが、その時点で入所できるのかわからないので返事に困っている。
地域とこども等とのかかわりについて	・地域高齢者の声として、地域のこども達とのかかわりの希薄さを聞く。家族構成の変化やインターネットの普及などでコミュニケーションの機会が減り、また、コロナ禍により人付き合いにおける環境の変化が考えられる。小中一貫校においてさらに加速していくであろう。地域のつながりは、災害時にも有益なことであるので、維持していく方法を考える必要があると思う。
ひとり親家庭への支援について	・ひとり親家庭とのくくりで母子は周知されているが、父子の存在はあまり知られておらず支援の範囲がどこまでなのかわからない。
その他	・西地区にも平日の放課後や休日に遊べる場所（児童館のような）があると良い。美浜町には放課後等デイサービスがない。他町（南知多町）の事業所を希望しても満員で入れない。子育て家庭の主体性がない発言（要望）が見受けられる。

第3章 計画の基本理念と施策の展開

1 基本理念

こども基本法が制定され、国全体で、すべてのこども・若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる“こどもまんなか社会”の実現をめざした取り組みが進められています。

本町では、第2期計画において、「地域でみんなが活躍でき、共生を実現するまち みはま」を基本理念として掲げ、こどもに関する施策を推進してきました。

本計画においては、こどもまんなか社会の実現に向け、こども・若者の健やかな育ちとこども・若者を見守り、支える環境を地域全体で育むという考え方を踏まえ、以下の基本理念を設定します。

基本理念

みんなで育む こども・若者が輝くまち みはま

2 基本目標

基本目標は、こども・若者のライフステージを通した縦断的な目標と、こども・若者の視点に立ってわかりやすく示すためのライフステージ別の目標を設定します。

(1) ライフステージを通した共通目標

基本目標1 こどもまんなか社会実現に向けた環境整備

すべてのこども・若者に対して、自らが権利の主体であることを広く周知し、こどもの教育、養育の場においてこどもが自らの権利について学べるよう、こどもの権利に関する理解促進を図るとともに、人権教育を推進します。

また、若者が主体となって地域や社会に参画できるよう、こども・若者の様々な場面での参画や意見表明の機会の充実に取り組みます。

さらに、こども・若者の健やかな成長につながるよう、地域、学校、保育所、民間団体、企業などが連携して地域資源を生かした遊びや体験の機会、居場所の整備を行います。

基本目標2 こども・若者の命と健康を守る支援の充実

男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけられるよう、情報提供を行います。また、様々な状況にある人に対する相談支援や妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行います。

さらに、妊娠・出産から子育てまで当事者が必要としている支援につながるよう、切れ目のない支援体制を構築します。

基本目標3 こども・若者の将来を支える社会づくり

こども・若者が、一人ひとり異なる個性や長所を伸ばし、未来を切り拓き、活躍できるよう、教育環境を整備します。

また、こども・若者が性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、教育・学習内容の充実を図ります。

基本目標4 きめ細やかな対応が必要な家庭への支援

虐待や貧困など困難な状態に置かれたこども・若者や子育て当事者に対し、個々の現状等に応じたきめ細やかな支援を行います。

また、ヤングケアラーや障害のあるこども・若者を適切な支援につなげます。

(2)ライフステージ別の目標

基本目標1 こどもの誕生から幼児期の支援

こどもの誕生から乳幼児までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期です。こどもの育ちに係る質にもしっかりと目を向け、保護者の就労・養育環境を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しながら、子育て支援の充実を図ります。

基本目標2 学童期・思春期の支援

学童期は、こどもにとって心身ともに大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性を育む時期です。一方で、思春期は性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者とのかかわりや社会とのかかわりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期です。

学童期・思春期のこどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育や居場所づくり、心身の健康を支える医療や健康管理体制の充実に努めます。

基本目標3 青年期の支援

思春期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身につけ、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期です。

高等教育の充実や就労支援、結婚を希望する方への支援など社会的な役割や責任に対する不安を解消できるよう、支援の充実や相談体制の整備に取り組みます。

基本目標4 子育て当事者の支援

子育て当事者が経済的な不安や孤独を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、健康でゆとりある子育てを行うことがこども・若者の健やかな成長のためにも重要です。

そのため、子育てや教育に関する経済的負担の軽減や子育て支援、困難を抱える家庭への支援を充実します。

3 施策体系

基本理念	大項目	基本目標	施策
みんなで育む こども・若者が輝くまち みはま	(1) ライフステージを通じた共通目標	1 こどもまんなか社会 実現に向けた環境整備	① 情報提供・啓発活動の推進 ② こども・若者の意見反映と活動促進 ③ こども・若者を見守り・支える地域づくり
		2 こども・若者の命と健康 を守る支援の充実	① 健康の確保と増進 ② こころの健康づくり ③ 安全確保のための取り組みの推進
		3 こども・若者の将来を 支える社会づくり	① 豊かな学びを支える教育の充実 ② こども・若者の未来に向けた多様な支援
		4 きめ細やかな対応が 必要な家庭への支援	① 虐待の防止、早期発見・対応 ② ヤングケアラーとその家庭への支援 ③ 障害のあるこども・若者への支援 ④ こどもの貧困への支援と対策
	(2) ライフステージ別の目標	1 こどもの誕生から 幼児期の支援	① 母子に対する切れ目のない保健・医療の提供 ② 教育・保育サービスの充実
		2 学童期・思春期の支援	① 心身の健康確保とこころのケアの充実 ② 豊かな学びを支える教育の充実 ③ 安心して生活できる学校環境の整備 ④ 将来を支える教育の推進
		3 青年期の支援	① 就労支援の充実 ② 結婚やこどもを持つことへの支援
		4 子育て当事者の支援	① 子育て世帯への経済的支援の充実 ② 相談や支援の充実 ③ 仕事と子育ての両立支援 ④ 困難を抱える家庭への支援

第4章 施策の展開

1 ライフステージを通した共通目標

基本目標1—1 こどもまんなか社会実現に向けた環境整備

現状・課題

- こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な法律として、令和5年4月1日に「こども基本法」が施行されました。また、こども施策を実効性のあるものとするため令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定され、常にこどもや若者の最善の権利を第一に考えた「こどもまんなか社会」の実現に向けて、国全体で進むべき方向性が示されました。「こどもまんなか社会」の実現のためには、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映し、社会全体でこども・若者や子育て当事者を支援し、支える社会をつくっていく必要があります。
- 本町で実施したニーズ調査では、こどもの権利について「知らない」と回答した保護者が約2割、こどもアンケートでは、「聞いたことがない」が約4割となっており、保護者とこども両方において十分にその内容が周知されていません。
- こどもアンケートでは、こども・若者等の意見を町政に反映していくためには、「みんなで意見を交換できる場」があると参加しやすいといった意見があげられています。
- 本町においても、あらゆる場面で当事者等の意見を聞く機会の充実や、こどもの権利を尊重するとともに、こども・若者や子育て家庭を温かく見守る地域づくりを社会全体で推進し、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、基盤をつくっていくことが重要です。

施策① 情報提供・啓発活動の推進

具体的取り組み

01 こども・若者へのこども基本法の周知

- 町内の保育所や学校において、人権教室を実施し、こども基本法の周知、いじめや人種差別などの人権問題、自分と他者を大切にする考え方を培う機会を設けます。

事業名	担当課
・人権教室	住民課

02 大人への人権啓発活動の推進

○こども・若者を支援する立場である大人が、いじめや児童虐待等のこどもの権利侵害等に関する意識を高めることができるよう、情報提供や人権啓発活動を推進します。

事業名	担当課
・人権啓発活動	住民課

03 こども基本法やこどもの権利に関する社会機運の醸成

○学校及び行政と民生委員・児童委員が連携し、要支援家庭や要支援児童の見守りや児童生徒の健やかな育ちを支援します。

○「こどもの人権相談」強化週間や広報を通じて、こどもの権利に関する周知啓発を行い、地域全体の機運の醸成に努めます。

事業名	担当課
・民生委員・児童委員と教育機関との連携	福祉課／学校教育課
・人権週間等を通じた啓発	住民課

施策② こども・若者の意見反映と活動促進

具体的取り組み

04 こども等の意見を聞く機会の確保と町政への反映

○こども・若者へのアンケートにより、こども・若者の意見や現状・課題を把握し、町での施策や取り組みへの反映に努めます。

事業名	担当課
・こどもアンケートの実施	健康・子育て課

施策③ こども・若者を見守り・支える地域づくり

具体的取り組み

05 こどもの遊び場や交流機会の創出

○児童館や多世代交流型子育て拠点施設の運営、イベント等体験機会の提供を通じて、こどもの遊びや体験の場を創出します。

○地域住民が主体となり、こどもの遊び場や交流機会の場を創出している地域活動に対して支援を行い、地域資源を生かした遊びや体験機会の充実を図ります。

○多世代交流型子育て拠点施設を開設し、子育て中の保護者やこども・若者が過ごす居場所としての充実を図ります。

事業名	担当課
・児童館や多世代交流型子育て拠点施設の充実	健康・子育て課
・児童館機能の充実	健康・子育て課
・子どもふれあいひろば	生涯学習課
・親子で参加できるイベント開催	生涯学習課
・保育所地域活動事業	健康・子育て課
・子ども食堂	福祉課／健康・子育て課 ／社会福祉協議会
・地域による子どもの居場所づくり	福祉課／健康・子育て課 ／社会福祉協議会
・おもちゃ図書館・おもちゃ病院	福祉課／社会福祉協議会
・保育所施設の開放	健康・子育て課
・多世代交流型子育て拠点施設の整備、開設	健康・子育て課

06 子育てにやさしい地域・住まいの拡充

○子育て家庭の不安や悩みを相談できる子育てボランティアを支援し、充実を図ります。

○こどもの遊び場の確保や親同士・地域住民の交流機会の創出のため都市公園を整備します。

○子育てにやさしい地域・住まいに向けて、町営住宅の運営に努めます。

事業名	担当課
・子育てボランティアへの支援	生涯学習課／健康・子育て課
・都市公園施設等の整備	都市整備課
・子育てに配慮した町営住宅の運営	都市整備課

基本目標 1－2 こども・若者の命と健康を守る支援の充実

現状・課題

- こども・若者の命と健康を守るために、性や妊娠に関する正しい知識を身につけること、家庭生活に困難を抱える特定妊婦などを適切な支援に確実につなげることができるよう、切れ目ない支援体制の構築が重要です。
- また、母子の健康づくりは、こどもの安定した育ちに重要な要素となり、妊産婦や乳幼児等が安心して健康な生活ができるよう、各種健診や相談、必要な情報提供や産前、産後のサポートを一体的に切れ目なく行っていく必要があります。
- 国全体では若年層の死因に占める自殺の割合が高く、令和4年10月には「自殺対策大綱」が閣議決定され、こども・若者の自殺対策が重点施策に位置づけられました。支援を必要とするこども・若者の声を見過ごしてしまうことがないよう、相談や見守り体制を強化していく必要があります。
- 社会の情報化やこどものインターネット利用の低年齢化が進む中、こどもが情報活用能力を身につけ、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、情報発信を適切に行えるようにすることが必要となっています。

施策① 健康の確保と増進

具体的取り組み

07 性や妊娠に関する正しい知識の定着と特定妊婦への切れ目ない支援

- 将来の妊娠・出産に向けて、健康的な生活習慣や正しい知識の普及に取り組みます。
- 特定妊婦を含む、支援を必要とする妊婦を早期に適切な支援につなげられるよう、関係機関と連携して包括的・継続的に支援できる体制をつくるとともに、支援窓口の周知を図ります。
- 養育支援訪問事業を通じて、若年妊婦等への支援を行います。また、子育て世帯訪問支援事業を実施できるよう検討していきます。

事業名	担当課
・ プレコンセプションケアの充実	健康・子育て課
・ 保育所・小学校と連携した知識の普及	健康・子育て課
・ 支援を必要とする妊婦の相談対応	健康・子育て課
・ 子育て世帯訪問支援事業	健康・子育て課
・ 養育支援訪問事業	健康・子育て課

08 健やか親子 21 の推進

○母子健康手帳交付時から妊娠中の相談支援、出産後の各種支援事業の提供や働きかけを行い、妊娠期から出産、産後まで一貫した切れ目ない支援を実施します。

事業名	担当課
・「健やかみはま 21」の推進	健康・子育て課

09 母子保健やこどもの健診等情報のデジタル化

○乳幼児期の健診・予防接種等の健康等情報の電子化及び標準化を推進するとともに、母子手帳アプリ等の活用促進により利便性の向上を図ります。

事業名	担当課
・アプリ等デジタルツールの活用推進	健康・子育て課

10 家庭、学校、地域等が連携した食育等の推進

○「美浜町食育推進計画」に基づき、農業体験の機会の提供や地域ならではの食文化・郷土料理の伝承、学校における栄養教諭による指導や給食を通じた地産地消等を推進し、こども・若者への総合的な食育を行います。

○食物アレルギーを有するこどもに対し、対応可能な範囲でアレルギー対応給食の提供を実施します。

事業名	担当課
・食育の出前講座	学校教育課／健康・子育て課 ／学校給食センター／産業課
・親子料理教室	産業課
・地産地消を推進するための給食と食育指導	学校教育課／学校給食センター ／健康・子育て課／保育所／産業課
・食物アレルギーを持つこどもと保護者への支援活動 及びアレルギー対応給食への調理環境整備	学校教育課／学校給食センター ／健康・子育て課／保育所

11 慢性疾病や難病のこども等への支援

○慢性疾病や難病を抱えるこども・若者へ、利用できる支援やサービスの周知啓発を行います。

○相談支援事業所との連携による 18 歳以降の障害福祉サービス等の利用において、切れ目のない支援が行われるよう体制を整備します。

事業名	担当課
・難病患者への一層の周知	福祉課
・障害児相談支援	福祉課

施策② こころの健康づくり

具体的取り組み

12 「美浜町自殺対策計画」に基づく総合的取り組み

○こども・若者が自分自身や他者のいのち、人権を大切にできるよう「いのちの教育」を推進します。また、こどもにとって身近な存在である教職員が、こどもの異変に気づき、相談や支援につなげるよう教職員への自殺対策への意識向上を図ります。

事業名	担当課
・「美浜町自殺対策計画」の推進	福祉課
・「いのちの教育」の推進	学校教育課
・教職員研修における自殺対策の意識づけ	学校教育課
・横断的なこども・若者支援の充実	福祉課／健康・子育て課 ／生涯学習課／学校教育課

13 電話・SNS等を活用した多様な相談体制の充実

○一般健康相談において、思春期の保健相談に応じ、こども・若者のこころの負担軽減を図るとともに、必要に応じて関連する専門機関へとつなげます。

○町内の各学校にパンフレットを配布し、支援が必要なこども・若者に相談窓口の情報が届くように周知を図ります。

事業名	担当課
・思春期保健電話相談	健康・子育て課／学校教育課
・子育て家庭に対する相談の実施	健康・子育て課
・パンフレットでの普及啓発	学校教育課

施策③ 安全確保のための取り組みの推進

具体的取り組み

14 インターネットの利用に関する対策

○各学校と連携しながら、こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得や、情報リテラシーの習得を支援します。

○こどもだけでなく、保護者等に対する啓発も行い、フィルタリングの利用促進など、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組みます。

事業名	担当課
・インターネット利用に関する啓発	学校教育課
・フィルタリングの利用促進	学校教育課

15 こども・若者の非行防止と自立支援

○警察と連携し、早期の情報共有等を行うことでこども・若者がかかわる犯罪の早期解決を図ります。

○各小学校、中学校、高等学校にて組織している健全育成会の活動を支援し、地域のこども・若者に関する情報連携や支援体制の充実を図ることでこども・若者の非行防止や健全育成を進めます。

○更生保護団体との連携のもと、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進します。

事業名	担当課
・社会を明るくする運動	福祉課

16 性暴力・性犯罪等に対する対策の強化

○DVに関するチラシ等を配布し、若い世代に知識の普及を進めるとともに、未然防止を図ります。

事業名	担当課
・DVに関するチラシ等の配布	地域戦略課/福祉課

17 有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等の推進

○こどもの生命・尊厳・安全を脅かす各種の犯罪被害や交通事故等の未然防止に向け、各種啓発活動の推進や地域での見守り活動など、防犯・交通安全対策に努めます。

事業名	担当課
・喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育	学校教育課／健康・子育て課
・交通安全意識の向上	防災課／健康・子育て課 ／学校教育課
・通学路の安全確保	建設課／防災課
・登下校時安全対策	学校教育課／防災課
・地域防犯活動の連携強化	防災課
・保育所・小学校における防犯対策の推進	防災課／健康・子育て課 ／学校教育課
・防犯灯の設置及び管理	防災課
・「通学路こども 110 番の家」の充実	学校教育課
・地域の見守り活動の推進	防災課

基本目標 1－3 こども・若者の将来を支える社会づくり

現状・課題

- 近年は技術の進歩や社会環境の変化が大きく、将来の予測が困難な時代となっています。このような中、こども・若者が次世代を生き抜く力を身につけていくことが重要であり、さらにはグローバル化が進む中で、国籍、文化、習慣、考え方等の違いを認め合い、互いの人権を尊重し、共生していく意識を育んでいくことが重要となります。
- こどもアンケートでは、将来に対して不安に感じることは「進学・進路のこと」「就職・仕事のこと」の回答がそれぞれ約半数となっています。こどもの不安を解消し、こども・若者が将来に明るい希望を持てる社会づくりに向け、本町でこどもを育てたいと感じてもらえるような支援施策が求められます。

施策① 豊かな学びを支える教育の充実

具体的取り組み

18 こどもの読書活動の充実

- こども・若者の発達段階を踏まえた読書支援活動を展開します。
- 読み聞かせボランティアとの連携のもと、こどもが様々な物語や絵本に触れる機会を増やすことで、語彙力や表現力、想像力の育成を支援します。

事業名	担当課
・おはなし会	生涯学習課
・ブックスタート事業	生涯学習課

19 基本的な生活習慣や道徳・モラル等の定着

- 保育所・認定こども園等において、日々の生活や友達、身近な大人とのかかわりの中で基本的な生活習慣を身につけるとともに、社会性や思いやりのこころなどを育てることができるよう、家庭や地域等の連携のもとで取り組みを進めます。
- 各学校において、社会形成に参画する態度や規範意識、思いやりのこころを育てるため、道徳教育や情報モラル教育を推進します。

事業名	担当課
・世代間交流の促進	健康・子育て課／生涯学習課
・健全育成に関する啓発	生涯学習課
・道徳教育及び情報モラル教育の推進	学校教育課

20 国際交流や多文化共生の推進

○こども・若者への多文化共生・国際交流に対する意識の醸成、理解促進を図るとともに、外国にルーツを持つこども・若者の不安を軽減し、将来に夢を持って暮らすことができるよう支援を行います。

○学校等と連携し、地域で暮らす外国にルーツのあるこどもや子育て家庭が生活に困らないよう、多言語による情報提供や相談支援の充実、住民の異文化に対する理解促進を行います。

事業名	担当課
・異文化理解の促進	学校教育課／健康・子育て課 ／地域戦略課
・外国にルーツのある家庭に対する支援	学校教育課／健康・子育て課 ／地域戦略課

21 性的指向やジェンダーアイデンティティの理解

○ファミリーシップ制度などをはじめとする制度や行政サービスを拡充するなど、性の多様性などに寄り添った取り組みを行います。

事業名	担当課
・性の多様性などに寄り添った取り組みの推進	地域戦略課

22 学校における教育の充実

○持続可能な社会の担い手づくりを意識し、児童生徒の発達段階を踏まえた系統的な指導が行えるよう、各学校における校内組織と指導体制の充実を図り、学校と家庭・地域社会との信頼に基づく、個々に応じた指導を推進します。

事業名	担当課
・生きる力・郷土を愛する心を育む教育カリキュラム	学校教育課
・児童生徒の情報活用力の育成	学校教育課

施策② こども・若者の未来に向けた多様な支援

具体的取り組み

23 教職員への男女共同参画研修の実施

○こどもにとって身近な教職員等が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を持つことがないように、教職員向けの研修プログラムや小・中学生を対象とした教材等を各学校に配布し、周知啓発を進めます。

事業名	担当課
・研修プログラムや教材及び指導の手引きの紹介	学校教育課

24 男女平等教育や女性活躍に向けた支援

○学習機会を提供することで、児童生徒が男女共同参画についての知識・意識を深め、性別にかかわらず誰もが様々な分野で活躍できる社会となるよう支援します。

事業名	担当課
・男女共同参画に関する情報提供	地域戦略課
・男女共同参画に関する講習会	地域戦略課

基本目標 1－4 きめ細やかな対応が必要な家庭への支援

現状・課題

- 児童虐待やヤングケアラー、こどもの貧困、障害等こども・若者を取り巻く問題は多岐にわたっており、様々な状況に置かれているこども・若者の現状を把握し、当事者の声を聴きながら取り組みに反映させていく必要があります。
- 児童虐待については、国全体でも増加傾向にあり、令和4年度では過去最多となっています。本町においても、虐待相談件数は令和4年で最も多くなっており、児童虐待の予防、早期発見・早期対応が求められます。
- こどもアンケートでは、家族の中にお世話をしている人があり、かつそのことで自分の時間や十分な睡眠がとれないことがある割合が、全体の3.1%みられました。ヤングケアラーの問題は、こども本人や家族に自覚がないことで顕在化しづらくなる場合もあると言われており、学校や地域などの身近なところで気をつけながら支援につなげていくことが重要です。
- こどもの貧困問題は、こども・若者の心身の健康、多様な生活経験、進学機会など様々な側面に影響を及ぼします。また、そのような状況が「貧困の連鎖」を生むことも懸念されます。本町で暮らすこども・若者が生まれ育った環境によってその未来が閉ざされてしまうことがないように、貧困対策に取り組んでいく必要があります。

施策① 虐待の防止、早期発見・対応

具体的取り組み

25 子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化

- こども家庭センターを中心として、児童相談センターなどの関係機関と連携しながら、子育てに困難を抱える世帯に対して包括的な支援体制の強化を図ります。

事業名	担当課
・こども家庭センターでの相談・支援	健康・子育て課

26 連携による虐待予防や早期発見

○こども家庭センターを中心として、児童相談センターなどの関係機関と連携しながら、虐待予防や早期発見に取り組みます。

○保育所や幼稚園、認定こども園において、各種相談、療育等の現場との連携のもと、気になる事案や保護者の育児不安等に関する相談等について関係機関と迅速に情報共有することで、虐待等の早期発見と早期対応に努めます。

○児童虐待の防止・早期発見・早期対応を図るため、美浜町要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関の情報共有とさらなる強化に努めます。

事業名	担当課
・ 児童虐待の未然防止と早期発見・対応	健康・子育て課／学校教育課 ／生涯学習課
・ DV防止に関する意識啓発	福祉課／健康・子育て課
・ 相談体制の整備	健康・子育て課
・ こども家庭センター	健康・子育て課
・ 要保護児童対策地域協議会	健康・子育て課／学校教育課

27 こどもの権利を尊重した一時保護

○虐待等の被害を受け、家庭での生活が困難なこどもに対して、県の養育家庭制度の利用につなげます。

事業名	担当課
・ 被害者の保護	健康・子育て課

28 親子関係の再構築支援

○保護者が親としての役割を積極的に引き受けていくことができるよう、保護者とこどもを支援するために開発されたペアレントトレーニング等を実施し、少しでも育児不安の解消や親子関係が形成できるよう支援します。

事業名	担当課
・ 家族支援事業	健康・子育て課

施策② ヤングケアラーとその家庭への支援

具体的取り組み

29 連携による早期発見・把握

- 連携してヤングケアラーの早期発見・把握と必要な支援につなげることができるよう、ヤングケアラーに関する調査を必要に応じて実施します。また、福祉、介護、医療、教育等の関係者間の情報共有を推進します。
- こども家庭センターにおいて、ヤングケアラーに関する情報共有と関係機関を含めた連携支援を行います。
- アセスメントシートを活用し、支援が必要なヤングケアラーの早期発見及び適切な支援につなげます。

事業名	担当課
・ヤングケアラーに関する調査の実施	健康・子育て課
・ヤングケアラー関係機関の連携	健康・子育て課／福祉課 ／学校教育課
・対象の早期発見	健康・子育て課／学校教育課
・アセスメントシートの活用	健康・子育て課／学校教育課

30 家庭のアセスメントによる世帯全体への支援

- ヤングケアラーの問題に対し、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して家族支援の視点から必要な支援につなげます。また、家事・育児支援を通じて負担の軽減が図れるよう、子育て世帯訪問支援事業の実施を検討していきます。

事業名	担当課
・子育て世帯訪問支援事業	健康・子育て課

施策③ 障害のあるこども・若者への支援

具体的取り組み

31 地域における障害児支援体制の強化

○乳幼児期の各種健診や発達相談を通じて、発達に不安のあるこどもの早期発見に努めるとともに、保護者に対する相談支援の充実を図ります。

○障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者やその保護者に対し、それぞれの状況に応じた切れ目のない支援を行います。

事業名	担当課
・ 障害の早期発見	健康・子育て課
・ 障害児相談支援の充実	福祉課／健康・子育て課
・ 障害児福祉サービスの充実	健康・子育て課／福祉課
・ 手当の支給	健康・子育て課

32 保育所等におけるインクルージョンの推進

○児童発達支援事業所を中心とした既存のサービスの機能強化を図っていくとともに、医療・保健・福祉・教育等の関係機関と保護者等との連携強化を図ります。

○保育所において、軽・中度の障害のあるこどもを受け入れ、障害のないこどもと一緒に保育を行います。

事業名	担当課
・ 障害児通所支援の充実	福祉課
・ 児童発達支援事業所の機能強化	健康・子育て課
・ 保育所等訪問支援の開始	福祉課
・ 障害児支援の充実	福祉課／健康・子育て課
・ 統合保育事業	健康・子育て課

33 医療的ケア児、聴覚障害児等への支援体制の強化

○医療的ケアを必要とするこどもが必要な支援を受けることができ、保護者の負担軽減につながるよう、医療的ケアに対応したサービスの確保と質の向上、関係機関の連携体制の確立を図ります。

○聴覚障害児など障害の状態が多様化する中、専門的支援を受けることができるよう、地域にある様々な支援機関との連携方法を検討します。

事業名	担当課
・ 医療的ケアの充実	福祉課／健康・子育て課
・ 聴覚障害児等への早期支援	学校教育課

34 保護者やきょうだいへの相談支援の充実

○こども家庭センター、保健センター、保育所等において、来所や電話等による子育て相談や子育ての情報提供を行うとともに、多様な相談へ対応するため、職員の資質向上に取り組みます。

事業名	担当課
・子育て相談の充実	健康・子育て課／学校教育課 ／生涯学習課

35 学校等におけるインクルーシブ教育システムの実現

○障害のあるこどもと障害のないこどもとの相互理解を深めるとともに、障害のあるこどもの社会性を養うため交流教室を推進します。

○小中学校において、障害のあるこどもへの教育の充実を図るため、特別支援教育を推進するとともに、小学校において障害のあるこどもが学校生活を円滑に送れるよう、特別支援教育アシスタントを配置します。また、小中学校の通常学級に在籍する障害のあるこどもの特性に合わせた個別指導を行う、通級指導教室の拡充及び体制整備に努めます。

事業名	担当課
・交流教室の推進	学校教育課
・特別支援教育の充実	学校教育課
・通級指導教室の充実	学校教育課

施策④ こどもの貧困への支援と対策

具体的取り組み

36 連携による教育支援の推進

○要保護児童対策地域協議会において、関係機関との情報共有や連携を通じて、貧困家庭のこどもへの支援の充実に努めます。

事業名	担当課
・要保護児童対策地域協議会への参加	健康・子育て課／学校教育課

37 生活の安定に資するための相談支援等の推進

○就労や学習支援、経済的な助成等、生活困窮者や無職者等を適切な支援につなげるための制度や相談窓口について、周知・啓発を図ります。

事業名	担当課
・相談窓口及び制度の周知・啓発	福祉課／健康・子育て課 ／学校教育課

38 保護者の就労や経済支援の推進

○ひとり親家庭へ配慮した保育所入所や町営住宅への優先入居などの支援を行います。

○知多福祉相談センターと連携し、生活困窮者自立支援における家庭を対象とした児童の養育相談、保護者の就労支援等を実施します。また、生活困窮者や無職者等の課題が深刻化する前に、早期発見、複合的な課題に対応できるよう、多様な関係機関との横断的な連携を図ります。

○ひとり親家庭の生活の安定や自立支援等のために必要な資金の貸付支援の利用促進に向け、制度の周知を行います。

事業名	担当課
・ 保育所入所に際しての配慮	健康・子育て課／福祉課
・ 町営住宅入居に際しての配慮	都市整備課
・ 経済的に困難を抱えた家庭への支援	福祉課／社会福祉協議会 ／健康・子育て課
・ ひとり親家庭等の自立支援の推進	福祉課／健康・子育て課
・ 関係機関のネットワークの強化	福祉課／健康・子育て課
・ 母子寡婦福祉資金の貸付	健康・子育て課

39 就学援助、就学支援による教育費負担の軽減

○こどもを小中学校へ通学させる上で、経済的に困窮している保護者に対し、学用品費・学校給食費等を援助します。

○児童の健全な育成と福祉の増進を図るため、ひとり親家庭または、父母のいずれかが重度の障害の状態にあるなどのこども（18 歳未満に達する年度末まで）の養育者に対し、手当を支給します。

事業名	担当課
・ 小中学校就学援助制度	学校教育課
・ 手当の支給	健康・子育て課

40 こどもの貧困に対する社会の理解促進

○国等のリーフレットやこども基本法の趣旨に基づく本計画の周知、町公式ホームページやSNS等を活用して広く情報発信することで、こどもの貧困に対する社会の理解を促進します。

事業名	担当課
・ こどもの貧困に関する周知啓発	健康・子育て課

2 ライフステージ別の目標

基本目標2－1 こどもの誕生から幼児期の支援

現状・課題

- こどもの誕生から幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期であるとともに、この時期への社会的投資が次代の社会の在り方を大きく左右するため、社会全体にとっても極めて重要な時期であるとされています。
- 乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、保育所や幼稚園、認定こども園への就園状況も異なるなど育ちの環境は多様になっています。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えるだけでなく、「こどもの育ち」に係る質にも目を向け、こども・保護者の生活環境等に十分に配慮しつつ、等しく、切れ目ない支援が重要です。
- 近年は、核家族化の進行や妊産婦の高齢化等、出産を取り巻く状況が変化してきており、育児不安や孤立・孤独感を抱える人も少なくありません。このような状況を受け、本町でも産後ケア事業を実施しており、引き続き、事業の周知、必要な産婦の利用を促進する必要があります。
- ニーズ調査では、今後期待する子育て施策について、「子どもに関する医療体制の充実」が最も高く、保護者から支援の充実を強く求められています。
- 本町の出生数は減少しているものの、ニーズ調査では、母親の就労状況はフルタイムもしくはパート・アルバイト等で就労している割合が高く、教育・保育ニーズは増加していると考えられます。個々のこども、子育て家庭のニーズに合わせたサービスの拡充が必要です。

施策① 母子に対する切れ目ない保健・医療の提供

具体的取り組み

41 妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化

- 妊娠・出産の悩みや不安を解消し、安心してこどもを産み育てることができるよう、妊娠届出時から保健サービスに関する情報提供や栄養士、保健師などの専門家との相談支援を行います。

事業名	担当課
・母子健康手帳の交付	健康・子育て課
・妊婦健康相談	健康・子育て課
・育児に関する教室等の実施	健康・子育て課
・育児に関する健康相談等の実施	健康・子育て課
・母子保健推進会議	健康・子育て課

42 医療と母子保健との連携強化

○里帰り出産を行う妊産婦への支援を他自治体及び医療機関と連携し、早期支援につなげます。

事業名	担当課
・連携強化・早期支援	健康・子育て課

43 産後ケア事業の提供と産前産後の支援の充実

○産婦と乳児を対象に、産後の休養や心身のケアを目的として産後ケアを実施します。

○産後すべての家庭への訪問により、子育て家庭への支援の充実に努めます。

○安心してこどもを産み育てることができるよう、妊産婦への医療費を助成します。

事業名	担当課
・産後ケア事業	健康・子育て課
・妊産婦健康診査	健康・子育て課
・産婦家庭訪問	健康・子育て課
・ママ＆パパカフェ	健康・子育て課
・妊産婦医療費の助成	住民課

44 こども家庭センターにおける切れ目のない継続的な支援

○従来の子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点を見直し、すべての妊産婦、子育て家庭、こどもへ一体的に相談支援を行うこども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。

事業名	担当課
・こども家庭センターの設置・運営	健康・子育て課

45 予期せぬ妊娠等に苦しむ若年妊婦等への支援

○孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に悩む若年女性などに対する相談・日常生活の支援や関係機関との調整等の支援に取り組みます。

○予期せぬ妊娠に悩む若年女性などの支援を必要とする本人に適切な支援が届くよう、相談窓口の周知に取り組みます。

事業名	担当課
・関係機関と連携した相談体制の整備	健康・子育て課
・相談窓口の周知	健康・子育て課

46 乳幼児健診等母子保健事業の推進

○成長発達の確認や異常の早期発見・早期治療、育児不安の軽減、虐待予防を目的に、多職種連携のもと、定期的に集団健診を実施します。健診を通じ、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援や様々な事業へつなぎます。

事業名	担当課
・ 新生児家庭訪問・未熟児訪問	健康・子育て課
・ 乳児家庭全戸訪問事業	健康・子育て課
・ 養育支援訪問事業	健康・子育て課
・ 予防接種事業	健康・子育て課
・ 乳児健康診査（委託健診）	健康・子育て課
・ 乳幼児健康診査・歯科健康診査	健康・子育て課
・ 健診事後教室	健康・子育て課
・ 健康診査未受診児のフォロー	健康・子育て課

施策② 教育・保育サービスの充実

具体的取り組み

47 こどもの育ちに係る基本的なビジョンの共有

○令和5年 12 月 22 日に閣議決定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの 100 か月の育ちビジョン）」の紹介動画やパンフレット等を活用し、母親の妊娠期から幼保小の重要な時期について普及啓発に努めます。

事業名	担当課
・ こどもの育ちに関する基本的なビジョンの普及啓発	健康・子育て課

48 保育所や幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点、病後児保育などでの支援の充実

○多様化する保育ニーズに対応できるよう、保育所の受け入れ体制の充実を図るとともに、発達段階に応じた幼児教育・保育の提供を行います。

○老朽化が進む教育・保育施設を把握し、空調整備やトイレの洋式化、老朽箇所の改修を行います。
また、保育ニーズに対応できるよう、増改築等教育・保育施設の整備を行います。

事業名	担当課
・就学前教育・保育の提供	健康・子育て課
・延長保育事業	健康・子育て課
・乳児保育事業	健康・子育て課
・一時預かり事業（幼稚園型）	健康・子育て課
・一時預かり事業（幼稚園型以外）	健康・子育て課
・病後児保育事業	健康・子育て課
・教育・保育施設の再編	健康・子育て課
・教育・保育施設の整備	健康・子育て課

49 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続

○幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図るため、幼保小間の連携強化を図ります。

○就園・就学に不安があるこどもや保護者について、関係各課で情報を共有し、必要に応じて保育所訪問・就学相談等を行います。

事業名	担当課
・小学校への円滑な接続	健康・子育て課／学校教育課
・就園・就学前打ち合わせ	健康・子育て課／学校教育課

50 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減

○教育・保育に関する専門性を持った指導主事・幼児教育アドバイザーを配置し、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

○新規参入を希望する施設等があった場合、支援チームを設け、新規施設等に対する実施支援、相談、助言などを行います。新規参入が見込まれた場合は、参入者の施設等から事業実施の必要性を総合的に検討します。

事業名	担当課
・幼児教育アドバイザーの配置	健康・子育て課
・多様な主体の参入促進	健康・子育て課

基本目標 2－2 学童期・思春期の支援

現状・課題

- 学童期は、こどもにとって心身ともに大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性を育む時期です。また、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身につける時期でもあります。安全・安心が確保された場で、多様な経験をしながら課題解決、成功体験等を重ね、自己肯定感を高める環境を整備することが重要です。
- 思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴い心身が変化し、他者とのかかわりや社会とのかかわりの中で、自分の存在意義、役割等を考え、アイデンティティを形成していく時期です。一方で、様々な葛藤や学業、家族・友人関係などに悩む時期でもあります。不安や悩みを感じ孤立を感じるこどもが、成育環境を理由に自らの進路の選択が制約されることなく成長できるよう支援することが重要です。
- こどもアンケートでは、放課後や休日に過ごしている場所として「自分の家」が最も高く、身体を動かす機会が少なくなっていることが考えられます。さらに、学校における部活動も地域移行が進んでおり、意識的にこどものスポーツや運動の機会を増やしていく必要があります。
- こどもアンケートでは、学校生活に関して不安や不満があると回答した児童生徒のうち、不安や不満の内容として、「友だちのこと」が約6割と最も高く、次いで「勉強のこと」「宿題のこと」と、学校生活での人間関係や勉強関係の悩みを感じている児童生徒が多くなっています。

施策① 心身の健康確保とこころのケアの充実

具体的取り組み

51 小児医療体制の充実と連携の強化

- こどもの健康づくりのために、生活習慣病予防のための指導や、保育所や幼稚園、認定こども園、小学校においてフッ素洗口を行うとともに、小中学生を対象に歯科保健に関する意識向上を図る取り組みを実施します。
- 保護者が安心してこどもを育てられるよう、24 時間体制の小児科医等の確保について関係機関への要請を行います。また、休日でも安心して医療にかかることができるよう、南知多町と協力して休日当番医制度を実施するとともに、医師の確保に努めます。なお、これらの医療体制や地域の医療情報等の発信を行うとともに、かかりつけ医の必要性を啓発します。
- 医療費の支給により、子育て家庭への経済的負担の軽減を図ります。
- 不妊治療を受けている夫婦に対し、治療に要する費用を助成します。
- 未熟児であって、医師が入院養育を必要と認めた者に対して、必要な医療費の給付を行います。

事業名	担当課
・小児生活習慣病予防健康事業	学校給食センター／学校教育課
・学校等における歯科保健対策	健康・子育て課／学校教育課
・小児救急医療体制の整備	健康・子育て課
・救急医療休日当番医制	健康・子育て課
・医療情報の提供	健康・子育て課
・子ども医療費の支給	住民課
・母子家庭等医療費の支給	住民課
・不妊治療費の助成	住民課
・未熟児養育医療費の給付	住民課

52 性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援

- 思春期の健康問題についての正しい知識の普及啓発に努めます。

事業名	担当課
・思春期健康教育	学校教育課

施策② 豊かな学びを支える教育の充実

具体的取り組み

53 教育提供機会の充実

○小中学校において、基礎的な人間形成の定着のための指導方法の工夫・改善を図り、一人ひとりの個性と能力に応じた学校教育を推進します。また、ＩＣＴ教育推進の環境を整備し、情報教育アドバイザーの派遣により、児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。

○小学校１年生から英語教育を実施するとともに、児童の英語のコミュニケーション能力の向上に向け、外国語活動指導員の派遣を行います。また、中学校に外国人英語講師を派遣し、さらなる英語力の向上を図ります。

事業名	担当課
・ 学校教育の推進	学校教育課
・ 情報教育の推進	学校教育課
・ 外国語指導の強化	学校教育課
・ 支援体制の充実	学校教育課

54 学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実

○小中学校の活性化を図るため、外部人材や社会人講師の積極的な活用に努めます。

事業名	担当課
・ 学校における外部人材の活用	学校教育課

55 学校を核とした地域づくりの推進

○小中学校ＰＴＡ連絡協議会や学区との連携を図るため、あらゆる機会を活用して、保護者や地域住民に教育活動の情報を提供します。

事業名	担当課
・ 開かれた学校づくり	学校教育課／生涯学習課
・ 子ども会等地域活動の機会の充実及び補助	学校教育課／生涯学習課 ／健康・子育て課 ／社会福祉協議会

56 地域のスポーツ・文化芸術環境の整備

○将来にわたり、こども・若者がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、地域におけるスポーツ活動の推進や文化祭・芸能祭を開催するとともに、スポーツ・文化芸術環境を整備します。

事業名	担当課
・ スポーツ活動の推進	生涯学習課
・ 文化祭・芸能祭の開催	生涯学習課

57 学校や地域におけるこどもの体力向上のための取り組みの推進

○こどもの体力向上のための取り組みとして、English Sports Camp を導入し、こどもの体力・運動能力の向上とともに、英語のアウトプット能力の向上を図ります。

事業名	担当課
・ English Sports Camp の推進	生涯学習課

施策③ 安心して生活できる学校環境の整備

具体的取り組み

58 いじめ対策、不登校のこどもへの支援体制整備の強化

○いじめ根絶に向けて、教育委員会が「学校警察連携制度」の協定を締結し、半田警察署と連携し、いじめの未然防止に努めます。また、学校、教育委員会、知多福祉相談センター、半田警察署、県スクールカウンセラー、教育支援センター指導員、民生委員・児童委員等で構成された「いじめ・不登校対策協議会」において、いじめ問題への取り組みを検証・協議し、いじめ防止対策の充実を図ります。

事業名	担当課
・ いじめ・非行防止連携協定の締結	学校教育課
・ いじめ・不登校対策協議会	学校教育課
・ スクールカウンセラーの派遣	学校教育課
・ いじめ・不登校への対応	学校教育課

59 校則の見直しを行う場合のこどもや保護者等の関係者からの意見聴取

○校則について、必要性や内容等を適宜見直し、見直しを行う場合はその過程でこどもや保護者等の関係者から意見聴取した上で見直しができるよう、学校や教育委員会等に対して意見聴取の好事例を周知します。

事業名	担当課
・ 校則の見直しに伴う意見聴取の周知	学校教育課

60 体罰や不適切な指導の根絶

○生徒指導にあたって留意すべき事項などを各種研修の場において周知するなど、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取り組み強化を推進します。

事業名	担当課
・ 体罰や不適切な指導の防止	学校教育課

施策④ 将来を支える教育の推進

具体的取り組み

61 次世代を担うための教育の推進

○環境保全活動や農漁体験等の自然とふれあう体験を通じて、こどもの健全育成を図ります。

事業名	担当課
・ 自然観察会等の開催	環境課
・ みはまクリーンパートナーの推進	環境課
・ 農漁体験の実施	産業課

62 ライフデザインに関する啓発や職場体験等の充実

○保育体験や職場体験を充実し、こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう支援します。

事業名	担当課
・ ボランティア保育体験の実施	学校教育課／健康・子育て課
・ 職場体験の充実	学校教育課

63 高等教育段階の就学支援

○私立高等学校に通学する生徒の保護者または勤労生徒の負担を軽減するため、授業料の一部を補助します。

事業名	担当課
・ 高等教育費の負担軽減	学校教育課

64 こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり

○こども家庭センターにおいて、こども・若者や子育て当事者が安全に安心して過ごせる場所となるよう充実を図るとともに、子ども食堂などの地域における多様な居場所づくりを促進します。

○子ども会などの取り組みを通じて、こども・若者が地域住民や仲間とともに交流・活動できる機会・居場所づくりを支援します。

○こども・若者や子育て当事者が使いやすい公園整備を推進します。

事業名	担当課
・ こども家庭センター	健康・子育て課
・ 児童館機能の充実	健康・子育て課
・ 地域による子どもの場所づくり	福祉課／健康・子育て課 ／社会福祉協議会
・ 子ども食堂	福祉課／健康・子育て課 ／社会福祉協議会
・ 保育所施設の開放	健康・子育て課
・ 学校施設開放の促進	生涯学習課／学校教育課
・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	健康・子育て課／学校教育課
・ 放課後子ども教室	健康・子育て課／学校教育課
・ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携	健康・子育て課／学校教育課
・ 放課後等デイサービス	福祉課

基本目標 2－3 青年期の支援

現状・課題

- 青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間となる時期です。大学進学や就職に伴い、新たな環境に適応し、専門性や職業性を身につけ、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期でもあります。
- 青年期の若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学、結婚などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取り組みや若者に対する支援が求められます。
- こどもアンケートでは、将来に対して不安に感じることとして「就職・仕事のこと」が 46.3%と約半数となっています。こども・若者が将来に希望を持てるような働く場所や就労支援が求められます。
- 本町では、男女ともに未婚率が高くなっており、出会いの機会の減少や経済的不安などが背景にあると考えられます。本町においても出会いや結婚生活への支援などを推進し、若者が明るい未来を描けるよう支援していく必要があります。

施策① 就労支援の充実

具体的取り組み

65 若者への職業能力育成支援や就職支援

- 就職活動段階において、不本意な早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から新規学卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう、ちた地域若者サポートステーションの啓発を行います。

事業名	担当課
・ちた地域若者サポートステーションの啓発	産業課

66 将来に希望を感じられるような魅力的な仕事の創造

- 町内中小企業のさらなる成長を促すとともに、起業や法人設立時の支援など、魅力的な仕事づくりの実現を図ります。

事業名	担当課
・美浜町起業・法人設立支援補助金	産業課

施策② 結婚やこどもを持つことへの支援

具体的取り組み

67 結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援

○イベント等による出会いの場の創設や婚活に関するセミナーの開催、婚活に関する情報発信や相談を推進し、結婚や出産に前向きになるよう意識醸成を図ります。

事業名	担当課
・ 出会いサポーター事業	地域戦略課
・ 結婚お祝い制度	地域戦略課

基本目標 2－4 子育て当事者の支援

現状・課題

- 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあります。子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持ってこどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要となります。
- ニーズ調査では、日頃、こどもをみてもらえる親族・知人について「いずれもない」と回答した保護者が約1割となっており、頼る先がない子育て当事者が孤立しないよう相談や支援体制の充実が必要です。また、就学前児童保護者では、子育て施策に期待すること・重要なこととして、「子どもに関する医療体制の充実」や「保育サービスの費用負担などの経済的な支援」などが上位にあげられており、医療や経済的負担に関する支援が求められています。
- ひとり親世帯については、仕事と子育てを一手に担わざるを得ない状況にあり、子育て当事者の負担が大きいことから、就労支援やこどもの学習支援、相談機会の充実など、多様な側面から支援することが重要です。

施策① 子育て世帯への経済的支援の充実

具体的取り組み

68 教育に係る費用の負担軽減

- すべてのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援として、児童手当制度の周知を行い、受給資格のある対象者の申請を促進します。
- 保育料の無償化や学校給食費の減免を実施することにより、子育て世帯への経済支援を積極的に行い、子育てしやすい環境づくりを進めます。
- 補助金の支給等、私立高等学校に通学する生徒の授業料の補助を通じて、修学に係る経済的な支援を行います。

事業名	担当課
・ 児童手当の支給	健康・子育て課
・ 幼児教育・保育無償化	健康・子育て課
・ 学校給食費減免制度	学校教育課／学校給食センター
・ 私立高等学校授業料補助金	学校教育課

69 医療費等の負担軽減

〇〇歳から18歳年度末までのこどもの保険診療による自己負担分を助成し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

事業名	担当課
・子どもの医療費の支給	住民課

施策② 相談や支援の充実

具体的取り組み

70 オンラインを活用した相談やプッシュ型の情報提供

〇電話や来所、オンラインにて、子育てアドバイザーによる子育て家庭の悩みや不安等を受け止め、寄り添う相談支援を行います。また、こどもの権利擁護、最善の利益の追及を行うとともに、こどもの育ちと子育て家庭を支えるため、虐待や体罰等の防止のための啓発や情報発信を行います。

事業名	担当課
・子育て相談の充実	健康・子育て課／学校教育課 ／生涯学習課

71 保護者に寄り添う家庭教育支援の推進

〇家庭の子育て力の向上を図るため、家庭教育に関する講座・教室を開催します。

事業名	担当課
・子育て家庭教育に関する学習機会の充実	生涯学習課／学校教育課

72 ファミリー・サポート・センター等に関する取り組みの推進

〇ファミリー・サポート・センターの提供・両方会員数の増加を図り、依頼に十分に対応できるよう充実を図ります。

〇保護者の育児負担の軽減を図るため、地域子育て支援センターにおいて育児講座や子育てサークルの実施、育児相談等を充実します。

〇こどもや子育て当事者が教育・保育事業や地域の子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

事業名	担当課
・ファミリー・サポート・センター事業	健康・子育て課
・地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	健康・子育て課
・利用者支援事業	健康・子育て課

施策③ 仕事と子育ての両立支援

具体的取り組み

73 共働き・子育ての推進

○様々な世代における固定的な性別役割分担意識の解消に資する啓発や情報発信を進めます。

○妊娠、出産、子育て期を安心して過ごせるようママ＆パパカフェを通じて、夫婦で子育てについて学ぶ機会を提供するとともに、妊婦と産婦の交流を通して地域での交流へとつながるよう支援します。

事業名	担当課
・「美浜町男女共同参画プラン」の推進	地域戦略課
・ママ＆パパカフェ	健康・子育て課

74 男女ともに働きやすい環境の整備

○県の機関等と連携し、労働者や企業等に育児・介護休業制度や長時間労働の是正、多様な働き方等についての普及啓発を行います。

○県の労働施策等の周知を図ります。

事業名	担当課
・事業主への意識啓発	産業課
・県の制度の周知	産業課

施策④ 困難を抱える家庭への支援

具体的取り組み

75 生活支援、子育て支援、就労支援等の実施

○ひとり親家庭が抱える様々な課題や悩みに対応するため、それぞれの立場に配慮しながら、一人ひとりを見据えた総合的な相談支援を行います。

○就労を希望するひとり親家庭の保護者に対し、個々の状況に応じた就労支援を行います。

事業名	担当課
・スクールソーシャルワーカーの派遣	学校教育課
・ひとり親家庭等の自立支援の推進	福祉課／健康・子育て課
・経済的に困難を抱えた家庭への支援	福祉課／健康・子育て課 ／社会福祉協議会
・関係機関のネットワークの強化	福祉課／健康・子育て課 ／社会福祉協議会
・相談窓口及び制度の周知・啓発	福祉課／健康・子育て課 ／学校教育課

第5章 教育・保育等の量の見込みと確保の内容

1 ニーズ量の設定

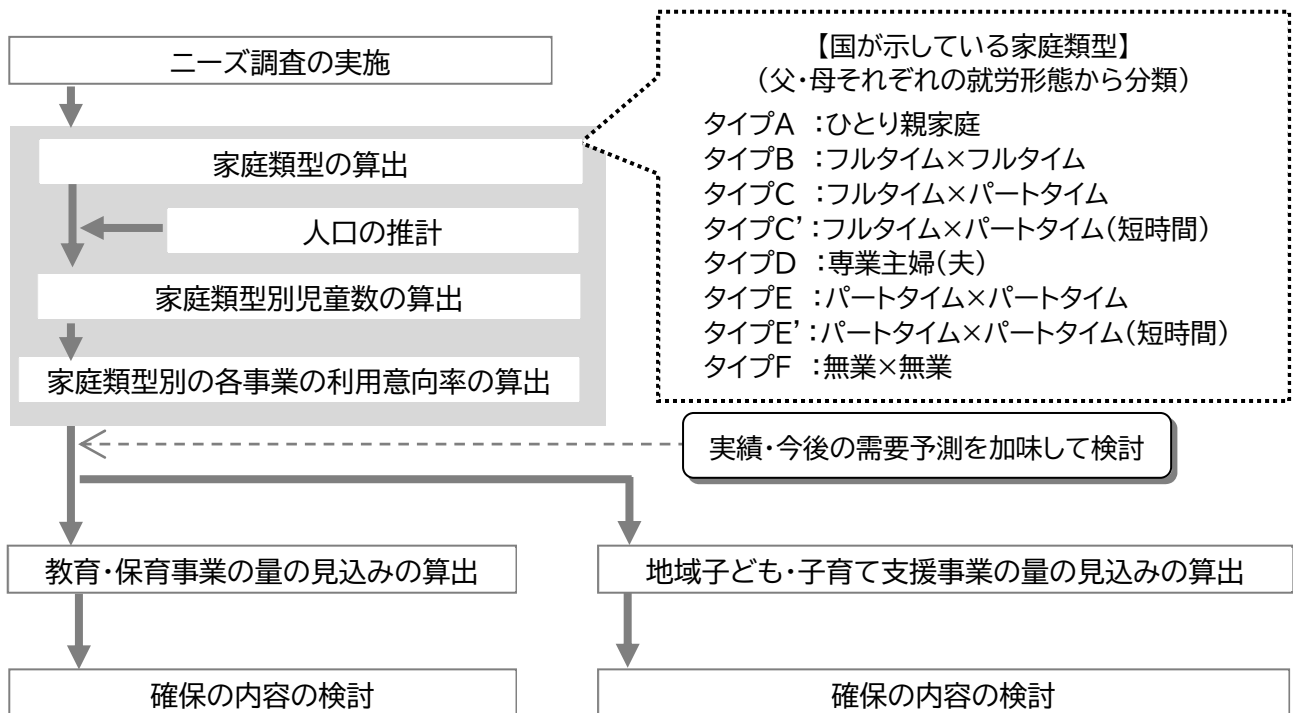
(1) 量の見込みの算出について

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況と潜在的な利用希望を勘案し、5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（ニーズ量）とそれに対する確保の内容（提供体制）・実施時期等を盛り込むこととされています。

① 量の見込み算出の手順

本計画における教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、就学前児童の保護者を対象者に令和5年度に実施したニーズ調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出することを基本とし、必要に応じて利用実績や本町の地域特性を考慮して設定しています。

■目標事業量の見込みの算出の流れ



■教育・保育、地域子ども・子育て支援事業一覧

分類	事業
教育・保育等	① 1号認定
	② 2号認定
	③ 3号認定
	④ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】
地域子ども・子育て支援事業	① 延長保育事業
	② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
	③ 子育て短期支援事業
	④ 地域子育て支援拠点事業
	⑤ 一時預かり事業
	⑥ 病児・病後児保育事業
	⑦ ファミリー・サポート・センター事業
	⑧ 利用者支援事業 ≪妊婦等包括相談支援事業【新規】≫
	⑨ 妊産婦健康診査
	⑩ 乳児家庭全戸訪問事業
	⑪ 養育支援訪問事業
	⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
	⑭ 子育て世帯訪問支援事業【新規】
	⑮ 児童育成支援拠点事業【新規】
	⑯ 親子関係形成支援事業【新規】
	⑰ 産後ケア事業【新規】
	⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】※令和7年度限り

② こども人口の推計

量の見込みの算定の基礎となる令和7年～11までのこども人口の推計については、平成30年～令和6年（各年4月1日時点）の住民基本台帳をもとに、コーホート変化率法により算出しました。

本町のこども人口は年々減少することが予想され、令和11年では1,050人になると予想されています。

■こども人口の推計

（単位：人）

	実績							推計				
	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	100	108	113	89	95	67	67	68	64	60	57	53
1歳	143	110	116	118	94	102	71	72	73	69	65	61
2歳	127	143	113	120	117	95	101	71	72	72	68	63
3歳	140	134	146	120	120	119	100	108	77	77	78	73
4歳	169	141	132	144	120	122	120	103	112	80	81	81
5歳	164	164	142	135	144	121	124	114	98	104	74	75
6歳	165	160	169	140	138	141	123	128	118	101	108	77
7歳	150	166	160	169	139	142	140	119	123	114	97	103
8歳	155	151	166	160	171	142	143	143	122	127	117	100
9歳	185	160	150	166	161	171	144	144	144	123	128	118
10歳	159	189	157	151	167	160	173	143	140	139	119	122
11歳	198	160	190	157	151	169	161	179	147	146	146	124
0～5歳計	843	800	762	726	690	626	583	536	496	462	423	406
6～11歳計	1,012	986	992	943	927	925	884	856	794	750	715	644
0～11歳合計	1,855	1,786	1,754	1,669	1,617	1,551	1,467	1,392	1,290	1,212	1,138	1,050

資料：住民基本台帳からコーホート変化率法による推計（各年4月1日時点）

(2) 教育・保育提供区域の設定

国の方針では、量の見込みと確保の内容を設定するにあたって、地域の実情に応じた「教育・保育提供区域」を定めることとされています。

本町では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育事業の現在の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、これまでの生活導線などの交通の便を含む町の特性を踏まえた上で、第2期計画と同様に町全域を1区域として設定します。

2 量の見込みと確保の内容

(1)教育・保育事業等

◆ 支給認定について

子ども・子育て支援制度においては、保育所や幼稚園、認定こども園、地域型保育を利用するにあたり認定を受ける必要があります。

■認定区分と対象児童・施設

認定区分	こどもの年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	あり	保育所・認定こども園
3号認定	0～2歳	あり	保育所・認定こども園・地域型保育事業

① 1号認定

■量の見込みと確保量(年あたりの人数)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	90人	80人	73人	65人	64人
② 確保量	15人	15人	15人	15人	15人
③ 過不足(②-①)	-75人	-65人	-58人	-50人	-49人

【確保方策】

町内においては、認定こども園である知多大和幼稚園にて1号認定児の受け入れが可能となっていますが、見込み量に対して確保量が不足しています。こどもの数が減っていく中で、新たな施設の整備は難しい状況となっています。当分の間は、公立保育所において、十分な提供体制を確保しており、待機児童は発生していないため、特別利用保育を行っていきます。

② 2号認定

■量の見込みと確保量(年あたりの人数)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	245 人	216 人	196 人	175 人	172 人
教育ニーズ	13 人	11 人	10 人	9 人	9 人
保育ニーズ	232 人	205 人	186 人	166 人	163 人
② 確保量	568 人	568 人	568 人	568 人	568 人
③ 過不足 (②-①)	323 人	352 人	372 人	393 人	396 人

③-1 3号認定(0歳)

■量の見込みと確保量(年あたりの人数)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	9 人	9 人	8 人	8 人	7 人
他町から	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
② 確保量	10 人	13 人	13 人	13 人	13 人
特定教育・保育施設	10 人	13 人	13 人	13 人	13 人
特定地域型保育事業所	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
③ 過不足 (②-①)	1 人	4 人	5 人	5 人	6 人

③-2 3号認定(1歳)

■量の見込みと確保量(年あたりの人数)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	53 人	54 人	51 人	48 人	45 人
他町から	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
② 確保量	41 人	46 人	46 人	46 人	46 人
特定教育・保育施設	41 人	46 人	46 人	46 人	46 人
特定地域型保育事業所	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
③ 過不足 (②-①)	-12 人	-8 人	-5 人	-2 人	1 人

③-3 3号認定(2歳)

■量の見込みと確保量(年あたりの人数)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	42 人	43 人	43 人	40 人	37 人
他町から	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
② 確保量	53 人	63 人	63 人	63 人	63 人
特定教育・保育施設	53 人	63 人	63 人	63 人	63 人
特定地域型保育事業所	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
③ 過不足 (②-①)	11 人	20 人	20 人	23 人	26 人

【確保方策(2号認定・幼稚園)】

幼稚園と幼稚園型の一時預かり(長時間・通年)の利用で確保を見込んでいます。1号認定で見込み量が確保の内容を上回っているため、保育施設の空き枠を活用し、1号認定との調整を図ります。

【確保方策(2号認定・保育所、3号認定)】

本町では現在5園の保育所で事業を実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は、3号認定の1歳は不足しているものの3号認定の0歳、2歳に余裕があり、確保できている状況です。また、3号認定については、今後ニーズ増加が見込まれるため、河和保育所に新たに0歳児用の保育室を確保して、0歳児の受け入れ態勢を整えていきます。

■幼児期の教育・保育の一体的提供及び提供体制の確保

本町では、幼保連携型認定こども園を1か所設置し、保育所も含めて、こども一人ひとりの発達段階や個性に応じた質の高い教育・保育の提供を行います。また、小学校への円滑な移行ができるよう、保育所・認定こども園と連携し、こどもの育ちや学びの連続性の確保に努めます。引き続き、本町の状況や保護者のニーズに応じて、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進について検討していきます。

■施設等利用給付について

施設等利用給付については、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減、利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討します。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督など、法に基づく事務については、愛知県と連携して実施します。

◆ 乳児等支援給付

④ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

保育所等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

■量の見込みと確保量(年あたりの人数)

区分		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	24人	24人	24人	24人
	確保量	24人	24人	24人	24人
1歳児	量の見込み	24人	24人	24人	24人
	確保量	24人	24人	24人	24人
2歳児	量の見込み	10人	10人	10人	10人
	確保量	10人	10人	10人	10人

※令和7年度のみ、地域子ども・子育て支援事業として実施します。

【確保方策】

事業開始後、事業活用状況を見定め、量の見込みと確保方策の見直しを行います。

(2)地域子ども・子育て支援事業

① 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

本町においては、施設ごとに受け入れ時間の違いはありますが、公立保育所にて実施しており、11 時間の開所時間を超えて概ね午後7時まで保育を行っています（早朝は河和保育所と奥田保育所の2か所）。

■量の見込みと確保量(年あたりの人数)

区分	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	81 人	123 人	114 人	106 人	97 人	93 人
② 確保量	81 人	123 人	114 人	106 人	97 人	93 人
③ 過不足(②-①)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
実施か所数	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所

【確保方策】

保護者の利用希望に沿った時間での延長保育を身近な地域で受けられるよう、必要な職員の確保を図り、適正な実施体制の確保に努めます。

② 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が就業等により昼間家庭にいない小学生児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと、児童の健全育成を図る事業です。また、平日の放課後のほか土曜日、夏休み等の長期休業中にも実施する事業です。

本町においては、河和小学校内の河和児童クラブと奥田小学校内の奥田児童クラブの2か所で実施しています。

■量の見込みと確保量(年あたりの人数)

区分	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	93 人	106 人	98 人	92 人	87 人	79 人
1 年生	26 人	33 人	30 人	26 人	28 人	21 人
2 年生	23 人	31 人	32 人	29 人	25 人	28 人
3 年生	21 人	37 人	31 人	33 人	30 人	27 人
4 年生	9 人	2 人	2 人	1 人	1 人	1 人
5 年生	10 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
6 年生	4 人	2 人	2 人	2 人	2 人	1 人
② 確保量	120 人	120 人	120 人	120 人	120 人	120 人
③ 過不足 (②-①)	27 人	14 人	22 人	28 人	33 人	41 人

【確保方策】

保護者の利用希望に沿った放課後健全育成事業を実施するため、施設の充実を図り、適正な実施体制の確保に努めます。小学校1～3年生の低学年児童の受け入れを優先としますが、定員に余裕のある範囲で4～6年生の高学年児童も受け入れます。

高齢者サロン等、地域の多様な居場所についても、こどもの放課後の居場所として活用します。運営主体については、利用者の利便性向上のため、民間へ委託します。

③ 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になったことについて、必要な保護を行う事業です。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

本町では未実施となっていますが、保護者の育児疲れや育児不安などの事由により本事業の利用ニーズが高まると考え、事業化できるよう検討します。

【確保方策】

町内外の事業等と連携し実施できるよう、体制の確保に努めます。

④ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本町においては、子育て支援センター（河和保育所内、野間保育所内）において、事業を実施しています。

今後、多世代交流型子育て拠点施設内で事業を実施します。

■量の見込みと確保量（一日あたりの延べ人数）

区分	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	15人	16人	16人	15人	14人	13人
② 確保量	15人	16人	16人	15人	14人	13人
③ 過不足（②－①）	0人	0人	0人	0人	0人	0人
実施か所数	3か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

【確保方策】

利用者の地域子育て支援拠点事業に対するニーズに対応したサービスの提供を図り、適正な実施体制の確保に努めます。

⑤ 一時預かり事業

■幼稚園型

通常の教育時間の前後や長期休業中などに、保護者の要請に応じて預かり保育を実施する事業です。

本町においては、知多大和幼稚園において事業を実施しており、教育時間後、夏休み等の長期休業中の預かり保育、早朝は家庭のニーズに合わせた受け入れ時間の調整を行っています。

■量の見込みと確保量(年あたりの延べ人数)

区分	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人	0人
② 確保量	3人	3人	3人	3人	3人	3人
③ 過不足(②-①)	3人	3人	3人	3人	3人	3人
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【確保方策】

保護者の要請に応じた一時預かり事業を実施するため、必要な職員の確保を図り、適正な実施体制の確保に努めます。

■幼稚園型以外

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となったことについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

本町においては町内各保育所(5か所)で実施しています。

■量の見込みと確保量(年あたりの延べ人数)

区分	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	36人	55人	55人	55人	55人	55人
② 確保量	36人	55人	55人	55人	55人	55人
③ 過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
実施か所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

【確保方策】

保育所での一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業により対応します。

保育所での一時的保育事業の充実を図り、適正な実施体制の確保に努めます。

⑥ 病児・病後児保育事業

保護者が就労等の理由で、病気や病気回復期のこどもを保育できない際に、保育施設でこどもを預かる事業です。

本町において病児保育事業の実施はありませんが、近隣市町の事業の活用により対応しています。
なお、病後児保育については保健センター内にて実施体制を整えています。

■量の見込みと確保方策(年あたりの延べ人数)

区分	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1人	4人	4人	4人	3人	3人
② 確保量	1人	4人	4人	4人	3人	3人
病児・病後児対応型	1人	4人	4人	4人	3人	3人
ファミリー・サポート・センター	0人	0人	0人	0人	0人	0人
③ 過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【確保方策】

令和2年12月より、病後児保育を1日3名まで受け入れることができるよう体制を整備しており、利用者のニーズに対応したサービスの提供に努めます。

また、隣接する市町が実施している病児保育事業を活用します。

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を依頼したい人(依頼会員)と協力したい人(協力会員)が会員となって一時的、臨時的に有償でこどもを自宅で預かる相互援助活動を行う事業です。依頼会員は、生後6か月から小学校6年生までのこどもを持つ保護者となっています。

本町では、子育て支援センター内に事務局を設置し、事業を実施しています。

■量の見込みと確保量(年あたりの延べ人数)

区分	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	134人	196人	196人	196人	196人	196人
② 確保量	134人	196人	196人	196人	196人	196人
③ 過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【確保方策】

保護者の要請に応じたファミリー・サポート・センター事業を実施するため、量の見込みに対応できる会員の確保に努めます。

⑧ 利用者支援事業

こども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

また、妊婦等包括相談支援事業は、妊婦やその配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

■量の見込みと確保量(か所数 ※妊婦等包括相談支援事業は年あたりの延べ回数)

区分		令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	量の見込み	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	確保量	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
特定型	量の見込み	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	確保量	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
こども家庭 センター型	量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	確保量	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
地域子育て 相談機関	量の見込み	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所
	確保量	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所
妊婦等包括 相談支援事 業【新規】	量の見込み	—	204 回	192 回	180 回	171 回	159 回
	確保量	—	204 回	192 回	180 回	171 回	159 回

【確保方策】

保健センター及びこども家庭センターにおいて、利用者支援事業を実施します。

必要な職員の確保を図り、適正な実施体制の確保に努めます。

⑨ 妊産婦健康診査

母子保健法第 13 条に基づき、妊産婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

本町においては、安心・安全な分娩や出産、妊産婦の経済的負担の軽減を図るため、公費負担の受診票を交付し、医療機関等への受診を勧奨しています。

■量の見込みと確保量(年あたりの延べ件数)

区分	令和 6 年度 (実績)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
受診票交付数	1,088 件	1,156 件	1,088 件	1,020 件	969 件	901 件
受診票利用数	1,122 件	1,156 件	1,088 件	1,020 件	969 件	901 件
受診利用率	103.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

【確保方策】

必要な職員の確保と公費負担での診査の実施に努め、受診利用率 100%をめざします。

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

本町においては、保健師等の専門職が家庭を訪問しています。

■量の見込みと確保量(世帯数)

区分	令和 6 年度 (実績)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 訪問家庭数	68 世帯	68 世帯	64 世帯	60 世帯	57 世帯	53 世帯
② 確保量	68 世帯	68 世帯	64 世帯	60 世帯	57 世帯	53 世帯
③ 過不足 (②－①)	0 世帯	0 世帯	0 世帯	0 世帯	0 世帯	0 世帯

【確保方策】

必要な職員の確保に努め、訪問率 100%をめざします。

⑪ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の養育能力を向上させるための支援（相談支援）を行う事業です。

本町では、保健師等の資格を持った訪問員を派遣して、保護者の養育能力を向上させるための支援を行っています。

■量の見込みと確保量(年あたりの延べ人数)

区分	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1人	3人	3人	3人	3人	3人
② 確保量	1人	3人	3人	3人	3人	3人
③ 過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【確保方策】

必要な職員の確保に努め、適正な実施体制の確保に努めます。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき費用等を助成する事業です。

本町においては、新制度未移行園に在籍するこどもの副食費について免除としています。

【確保方策】

こどもの貧困対策の視点も踏まえ、対象者を把握し、子育て世帯の負担軽減を図ります。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

【確保方策】

保護者の要望に応じた多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業を実施するため、適正な実施体制の確保に努めます。

⑭ 子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・子育て等に対して不安や負担感を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

【確保方策】

本町では未実施となっていますが、家事・育児等に不安や負担感を抱える子育て世帯に対応できるよう検討します。

⑮ 児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【確保方策】

本町では未実施となっていますが、養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場となるよう、児童育成支援拠点事業の事業化を検討します。

⑯ 親子関係形成支援事業【新規】

児童とのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。

■量の見込みと確保量(年あたりの人数)

区分	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	4人	4人	4人	4人	4人	4人
② 確保量	4人	4人	4人	4人	4人	4人
③ 過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【確保方策】

令和6年度より事業を実施し、引き続き適正な実施体制の確保に努めます。

⑰ 産後ケア事業【新規】

産後の母子が安心して生活をスタートできるように、母親の心身のケアや授乳指導、育児相談等の支援を行う事業です。

■量の見込みと確保量(年あたりの延べ日数)

区分	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	9日	70日	70日	70日	70日	70日
② 確保量	9日	70日	70日	70日	70日	70日
③ 過不足(②-①)	0日	0日	0日	0日	0日	0日

【確保方策】

安心・安全な子育て環境を整えるため、町外の医療機関等でもサービス支援の利用が可能となるよう取り組みます。

⑱ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】 ※令和7年度限り

保育所等に通所していない0歳10か月～2歳の未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

■量の見込みと確保量(年あたりの延べ人数)

区分		令和7年度
0歳児	量の見込み	8人
	確保量	8人
1歳児	量の見込み	24人
	確保量	24人
2歳児	量の見込み	10人
	確保量	10人

※令和8年度以降は新たな給付制度に移行するため、令和7年度の見込み量のみを掲載しています。

【確保方策】

適正な実施体制の確保に努めます。

第6章 計画の推進体制

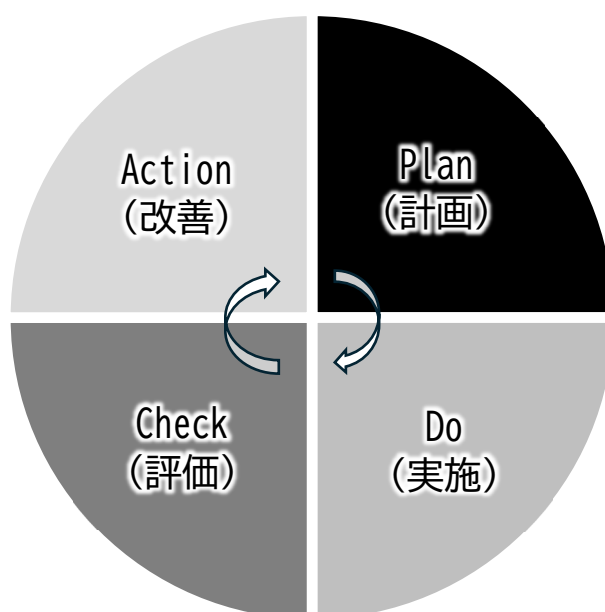
1 計画の推進

こども・若者や子育て支援にかかわる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、教育等、様々な分野にわたるため、健康・子育て課が中心となり、関係部局と連携を図りながら本計画を推進します。

また、こども・若者や子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が連携・協力しながら推進していく必要があるため、「地域との協働」の視点を踏まえて施策や事業を推進するとともに、行政と地域がそれぞれの強みを活かしながら、互いに補完し合うことができる体制づくりに努めます。

2 計画の進行管理

本計画の実効性を高めるため、「美浜町子ども・子育て会議」において、子ども・子育て支援に係る様々な施策の進捗状況を確認する機会を設け、PDCAサイクル【Plan（計画）－Do（実行）－Check（検証・評価）－Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理を行います。



資料編

1 策定経過

年 月 日	内 容
令和5年11月22日	令和5年度第1回美浜町子ども・子育て会議 (1) 会長、副会長の選任について (2) 美浜町子ども・子育て支援事業計画の改定及びスケジュールについて (3) アンケート調査(案)について
令和6年1月9日～ 1月28日	子ども・子育てに関するアンケート調査の実施 放課後児童クラブ調査の実施
令和6年3月13日	令和5年度第2回美浜町子ども・子育て会議 (1) アンケート調査の結果について
令和6年7月4日～ 7月19日	子どもの意識や生活に関するアンケート調査の実施
令和6年8月1日～ 8月13日	関係者ヒアリングの実施
令和6年10月4日	令和6年度第1回美浜町子ども・子育て会議 (1) 美浜町子ども・子育て支援事業計画の改定及びこども計画について (2) こどもへのアンケート結果について (3) 骨子案について (4) 令和6年度のスケジュールについて
令和6年12月24日	令和6年度第2回美浜町子ども・子育て会議 (1) 美浜町こども計画案について
令和7年1月20日～ 2月14日	パブリックコメントの実施
令和7年3月7日	令和6年度第3回美浜町子ども・子育て会議 (1) パブリックコメント実施結果について (2) 美浜町こども計画案について

2 美浜町子ども・子育て会議

(1) 美浜町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、美浜町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき次に掲げる事項について、調査審議を行う。

- (1) 法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (2) 美浜町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命するものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 教育、保育の関係者
- (4) 保健・福祉の関係者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、厚生部健康・子育て課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年2月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に委嘱される子ども・子育て会議の委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

附 則（令和5年4月1日要綱）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(2) 美浜町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略・順不同)

番号	役職名等	氏 名	要綱区分
1	日本福祉大学 教授	渡辺 顕一郎	1
2	奥田小学校 校長	筒井 重光	3
3	美浜町教育委員会 指導主事	守山 佑介	3
4	野間小学校PTA(町P連) 家庭教育委員	畑中 純代	2
5	主任児童委員(東部)	古川 千里	4
6	主任児童委員(西部)	廣澤 節子	4
7	知多厚生病院かもめ園 看護部長	近藤 貴代	3
8	上野間保育所父母の会 会長	齋藤 すみれ	2
9	子育て支援 ほっと・ミルク 代表	福野 ゆき子	4
10	知多大和幼稚園 園長	石川 尚之	3
11	美浜町健康・子育て課 指導保育士	齋藤 ほしみ	3

■要綱区分

番号	要綱区分
1	学識経験を有する者
2	こどもの保護者
3	教育、保育の関係者
4	保健・福祉の関係者
5	その他町長が必要と認める者

3 用語解説

あ行

ICT（アイシーティー）

Information and Communication Technology の略。デジタル情報の処理、伝達、保存にかかわる技術や多様なサービスを指す。

ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものをいう。

SNS（エスエヌエス）

Social Networking Service の略。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービス。

か行

休日当番医制度

各自治体が休日でも患者が急病になった際に受診できる病院を確保している制度のこと。

教育・保育施設

「認定こども園法」に規定する認定こども園、「学校教育法」に規定する幼稚園、及び児童福祉法に規定する保育所のこと。

子育てアドバイザー

妊娠期から思春期までの子育てに不安を持つ保護者にアドバイスできる者。

こども家庭センター

こどもをはじめ、妊婦や子育て家庭が地域や家庭で安全安心に暮らしていくための相談支援や切れ目のない一体的な支援を行う。

子ども食堂

身近な地域でこどもが一人でも安心していくことができる無料または、低額の食堂。単に食事を提供するだけでなく、こどもにとっての共食の機会の確保や地域コミュニティの中でのこどもの居場所となっている。

こども基本法

日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としている。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めている。

こども大綱

こども基本法に基づき、従来の「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込むことで、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていく方向性を定めたもの。

こどもの権利

生まれたときからすべてのこどもが持っている人として当たり前のもの（権利）。こどもの権利条約では、生きる権利や成長する権利、暴力から守られる権利、教育を受ける権利、遊ぶ権利、参加する権利などこども達が持っている様々な権利が定められている。

こどもの貧困

生まれた環境によって、栄養バランスの取れた食事ができなかったり、教育の機会が得られないこども達がいること。

さ行

サロン

地域で高齢者や障害のある人、子育て親子等がふれあい、つながりを深める住民が主体的に運営する居場所。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づきすべての都道府県・市町村に設置され、地域住民や社会福祉関係者の参加により、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、様々な活動を行う非営利の民間組織。

新制度未移行園

子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園。

スクールカウンセラー

臨床心理士、精神科医、心理学系の大学の常勤教員等、臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有する者であり、こころの専門家として専門性を有しつつ、児童生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う者。

スクールソーシャルワーカー

問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用し課題解決への対応を図る専門職。

生活困窮者

現に生活に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。ただし、経済的な問題だけでなく、社会的に孤立している人など、複雑な課題を抱えて現行の制度だけでは自立支援が難しい人を指す。

た行

地域型保育事業

少人数の単位で、主に満3歳未満の乳児・幼児を預かる事業のこと。家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つがある。

DV（ディーヴィ）

Domestic Violence の略。配偶者や恋人・パートナーなど親密な関係にある者から振るわれる暴力のこと。

な行

日本福祉大学

本町に本部がある大学。町と大学で包括協定を結び、様々な面で人的・知的・物的資源の交流と活用を図っている。

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。就学前のこどもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備えている。

は行

PTA（ピーティーエー）

Parent-Teacher Association の略。学校ごとに保護者と教職員で組織された社会教育関係の任意団体。家庭教育の充実を図るとともに、保護者・教職員・地域が連携し、こども達の健全な成長を促すことを目的とする。

放課後子ども教室

児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう地域住民等の参画を得て、学習や体験・交流活動などを行う事業。

放課後等デイサービス

学校に通う障害のあるこどもに対して、放課後や休日に訓練や居場所づくりを行うサービス。

ま行

民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域において住民の立場で相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人。児童委員は、地域のこどもが元気に安心して暮らせるよう、見守り、子育ての相談・支援等を行う人。民生委員と児童委員は兼務する。

や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満のこどものこと。ヤングケアラーが担っている家事や家族の世話は、お手伝いとは異なり、責任や負担が重く、こども自身がやりたいことができないなど、学業や友人関係などに影響が出てしまうことが問題視されている。

ら行

ライフステージ

人間の一生における特定の時期や段階を指す。個人の成長、発達、変化に基づいて区分される人生の各段階を示し、一般的には年齢や社会的な役割に応じて分類される。

ライフデザイン

就職や結婚、出産、住居など自分の将来について総合的に考えた人生設計。

美浜町こども計画

発 行：美浜町

編 集：美浜町 厚生部 健康・子育て課

発行年月：令和7年3月

〒470-2492 知多郡美浜町大字河和字北田面 106 番地

TEL 0569-82-1111 FAX 0569-82-1321